

# 第2次 国分寺市教育ビジョン

Kokubunji City 2nd Education Vision



令和2年2月  
国分寺市教育委員会



## はじめに

国分寺市教育委員会では、平成 27 年に教育基本法に基づく教育振興基本計画となる『国分寺市教育ビジョン』を策定し、「互いの人格を尊重し、思いやりのある心豊かな市民」、「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民」、「健康でたくましく、ともに生きる市民」の育成を掲げた教育目標を基本理念として、中長期的な視点に立ち様々な施策を推進してきました。

この間、グローバル化の進展、共生社会の実現に向けた取組等をはじめ、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた取組や、持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)に対する取組等の新たな動きもあり、本市の教育を取り巻く状況は急速に変化しています。

このような社会情勢の変化や、「国分寺市教育委員会教育ビジョンに基づく主要施策の点検及び評価」に基づく成果・課題等の整理を踏まえ、令和2年度からの5年間を計画期間とする『第2次国分寺市教育ビジョン』を策定しました。

この計画では、新たな時代においても、将来を担う子どもたちが健やかに成長し、すべての市民の皆様が生涯にわたって豊かな学びができる環境づくりを進めてまいります。また、国分寺の市名の由来となっている史跡武蔵国分寺跡をはじめとした様々な歴史遺産についても、更なる保存・活用等の取組を進め、伝統や文化を大事にしつつ、未来を見据えたこれからの教育にも目を向けた計画としています。

この計画の各施策を推進させることにより、学びを通じて人と人がつながり、学びが次世代に継承され、豊かな学びがまちにあふれる、国分寺をそのような学びのまちとするために、『第2次国分寺市教育ビジョン』の中長期的な目標として、目指す学びのまちの姿を「～人と人がつながり、学びが循環するまち～」としています。

目指す学びのまちの姿を実現するためには、学校、家庭、地域、関係諸機関をはじめ、市民の皆様と連携することが重要であります。市民の皆様とともに、この計画に基づく各教育施策のより一層の充実・発展に努めてまいります。

結びに、『第2次国分寺市教育ビジョン』策定に当たり、ご理解とご協力を賜りました皆様から感謝と御礼を申し上げます。

令和2年2月 国分寺市教育委員会

# 目 次

第 1 章 第 2 次国分寺市教育ビジョンの基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の期間.....	3
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の策定体制.....	4
第 2 章 国分寺市の教育を取り巻く状況.....	5
1 教育に関する主な動向.....	6
2 国分寺市の現状.....	10
3 『第 1 次教育ビジョン』の主な取組状況.....	12
第 3 章 国分寺市が目指すこれからの教育.....	17
1 基本理念と目指す学びのまちの姿.....	18
2 教育ビジョンの体系.....	20
第 4 章 施策の展開 .....	23
施策の方向性Ⅰ 生きる力の育成.....	24
施策の方向性Ⅱ 学校教育環境の充実.....	46
施策の方向性Ⅲ 社会全体の教育力の向上.....	59
施策の方向性Ⅳ 歴史遺産をいかした学びの推進.....	69
資料編 .....	77
1 用語解説.....	78
2 (仮称)第 2 次国分寺市教育ビジョン検討委員会設置規程.....	82
3 (仮称)第 2 次国分寺市教育ビジョン検討委員会名簿.....	84
4 (仮称)第 2 次国分寺市教育ビジョン(案)に関するヒアリング実施概要.....	85
5 (仮称)第 2 次国分寺市教育ビジョン(案)市民説明会実施概要.....	85
6 (仮称)第 2 次国分寺市教育ビジョン検討委員会開催経過.....	86

# 第 1 章

---

第 2 次国分寺市教育ビジョンの  
基本的な考え方

国分寺市教育委員会では、市教育委員会の教育目標を基本理念と位置付け、「人と人につながり、学びが循環するまち」の実現を目指して、平成27年2月、『国分寺市教育ビジョン』（以下『第1次教育ビジョン』といいます。）を策定しました。本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、すべての子どもたちが互いの個性を尊重し、認め合うことができる教育の実現や、「歴史のまち」である国分寺市の文化や歴史を後世へ伝承する仕組みづくりなど、市の教育に必要な様々な施策を展開してきました。

『第1次教育ビジョン』の計画期間（5か年）が令和元年度で終了するため、この間における社会情勢の変化、本市の教育を取り巻く環境の変化や、後段の第2章「3 『第1次教育ビジョン』の主な取組状況」に記載した平成27年度から平成30年度の「国分寺市教育委員会教育ビジョンに基づく主要施策の点検及び評価」に基づく成果・課題等の整理などを踏まえ、新たな『第2次国分寺市教育ビジョン』（以下『第2次教育ビジョン』といいます。）を策定しました。

### 国分寺市教育委員会の教育目標

国分寺市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法に基づき、子どもたちが平和を愛し人権を尊重するとともに、郷土国分寺市の自然や文化を大切に、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを願う。

また、学校教育と社会教育が融合し、学校・家庭・地域社会の緊密な連携のもと、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶとともに、進んで教育に参加する社会の実現を目指し、

- 互いの人格を尊重し、思いやりのある心豊かな市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 健康でたくましく、ともに生きる市民

の育成に努める。

## 2 計画の期間

『第2次教育ビジョン』の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、その間においても、国分寺市の教育をめぐる社会状況の変化や取組の実施状況等を踏まえ、必要な改定を行います。

## 3 計画の位置付け

『第2次教育ビジョン』は、教育基本法第17条第2項により定めることが求められている、本市の『教育振興基本計画』として位置付けます。

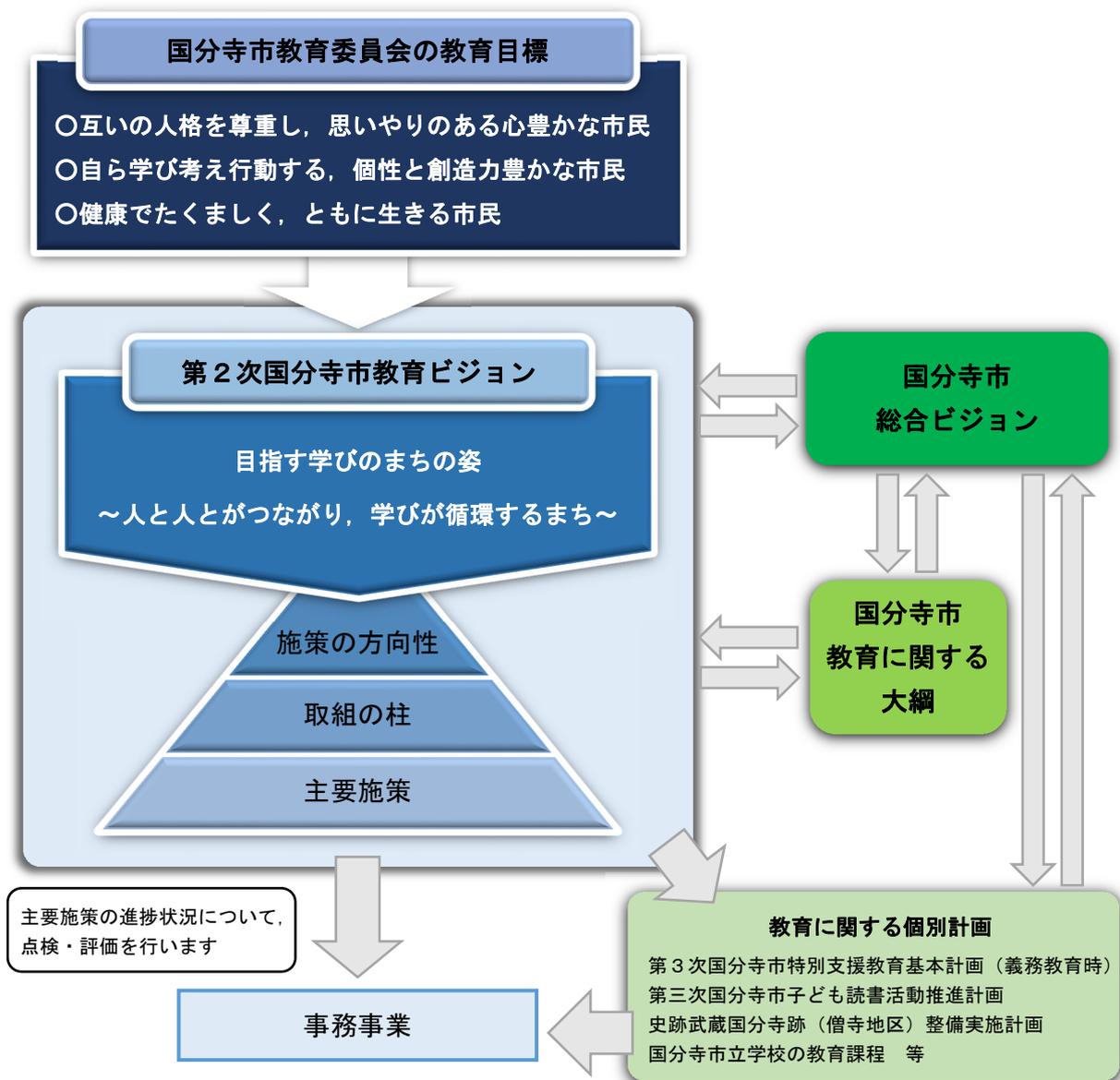
本市における教育行政の方向性を示す計画であり、市長が策定する『国分寺市教育に関する大綱』とは基本的な方針を共有し、より実効性の高い施策を展開していきます。具体的な施策については、『国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）』、『国分寺市子ども読書活動推進計画』、『国分寺市立学校の教育課程』等の個別計画で定めていきます。

また、市の最上位計画である『国分寺市総合ビジョン』をはじめ、関係計画とも整合性を図りながら、具体的な施策を積極的に推進していきます。

『第2次教育ビジョン』では、施策の方向性、取組の柱、主要施策の3層構造の計画構成としています。施策の方向性については、『第1次教育ビジョン』では5つの構成としていましたが、『第2次教育ビジョン』では、『第1次教育ビジョン』の特別支援教育等に係る施策の方向性Ⅲ「子ども一人ひとりに応じた支援を充実します」を、『第2次教育ビジョン』の施策の方向性Ⅰ「生きる力の育成」の中に位置付け、4つの施策の方向性として構成を変更しています。

このことについては、障害の有無にかかわらずすべての子どもたちの生きる力を育成するという視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援をより一層充実させるために、施策の方向性Ⅰ「生きる力の育成」の中に位置付けたということとしました。

4つの施策の方向性とそれに対応する取組の柱を掲げ、取組の柱を達成するための主要施策を示し、今後の本市の目指す教育の姿を明確にします。さらに、主要施策を受けて決定する事務事業を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条で義務付けられた教育委員会の点検・評価の対象とし、教育の計画行政の仕組みとして推進していきます。



## 4 計画の策定体制

『第2次教育ビジョン』の策定に当たっては、（仮称）第2次国分寺市教育ビジョン検討委員会を設置し、関係団体ヒアリング、パブリック・コメント等の市民参加を経て、教育委員会で決定しました。

## 第 2 章

国分寺市の教育を取り巻く状況

# 1 教育に関する主な動向

## (1) 国の動向

### ①学校と地域の連携・協働の推進

平成 27 年 12 月、中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、未来を創り出す子どもたちの成長のために、国民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図り、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくという理念を実現するために、学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや方策が提言されました。

### ②チームとしての学校の実現

平成 27 年 12 月、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において、学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決するためには、学校の組織や組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切であるとし、それを実現するための改善方策について、「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の 3 つの視点に沿って示されました。

### ③教員の資質能力の向上

平成 27 年 12 月、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、新たな知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる一方で、近年の教員の大量退職、大量採用の影響等で教員の経験年数の均衡が崩れ、かつてのように先輩教員から若手教員への知識・技能が円滑に伝承されない状況にあることや、教育課程・授業方法の改革への対応、チームとしての学校の実現などが求められている背景を踏まえ、教員の養成・採用・研修の一体的改革が必要であるとし、その具体的方策などについて提言されました。

### ④義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の成立

平成 28 年 12 月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、不登校児童・生徒への支援について、初めて体系的に法律に規定されました。同法に基づき、平成 29 年 3 月には、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針が策定されました。

### ⑤学習指導要領の改訂

平成 29 年 3 月、小・中学校学習指導要領が改訂されました。今回の改訂では、子どもた

ちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しており、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。そして、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することや、教育課程に基づく教育活動の質の向上と学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを推進することが示されています。

新学習指導要領は、平成30年度からの移行期間を経て、令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で全面实施されます。

## ⑥『第3期教育振興基本計画』の策定

平成30年6月、『第3期教育振興基本計画』が策定されました。『第2期教育振興基本計画』において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。

## ⑦学校における働き方改革

平成31年1月、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するための総合的な方策について提言されました。

## (2) 東京都の動向

### ①『東京都発達障害教育推進計画』の策定

平成28年2月、『東京都発達障害教育推進計画』が策定されました。「発達障害のすべての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」、「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充すること」を基本理念として、平成28年度から令和2年度までの5年間で、すべての公立学校における発達障害教育の充実に向けて計画的に取り組む施策が明らかにされています。児童・生徒の発達段階や障害特性に応じた指導・支援や、小・中・高校での一貫性のある継続した教育、学校・学級不応適などへの対応、教育と保健・医療・福祉・労働との連携等について、発達障害教育の充実に必要な具体的施策が盛り込まれています。

### ②『都民ファーストでつくる「新しい東京」』の策定

平成28年12月、『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～』が策定されました。平成29年度から令和2年度までの新たな4か年の実施計画として、「誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京」、「成長を生き続ける持続可能な東京」、「日本の成長エンジンとして世界の中で輝く東京」の「新しい東京」をつくるため、「セーフ シティ」、「ダイバーシティ」、「スマート シティ」の3つのシティを実現するとしています。その中の「ダイバーシティ」の政策の柱7「未来を担う人材の育成」では、すべての子どもが将来への希望を抱いて学び続けられる教育環境の実現、学校教育の質の向上の実現、世界を舞台に活躍できるグローバル人材や東京・日本の成長を支える人材の育成、子ども・若者の社会参加の支援などを進めていくとし、そのための7つの政策目標を掲げ、具体的な政策展開が示されています。

### ③『東京都教育施策大綱』の策定

東京都のこれからの教育の基本的な方向性を示すものとして、平成29年1月、『東京都教育施策大綱』が策定されました。令和2年度までを対象とし、東京の将来像とそれに伴う目指すべき子どもたちの姿として、「誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現」、「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」、「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」が掲げられました。また、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき8事項が示されました。

### ④『東京都教育ビジョン（第4次）』の策定

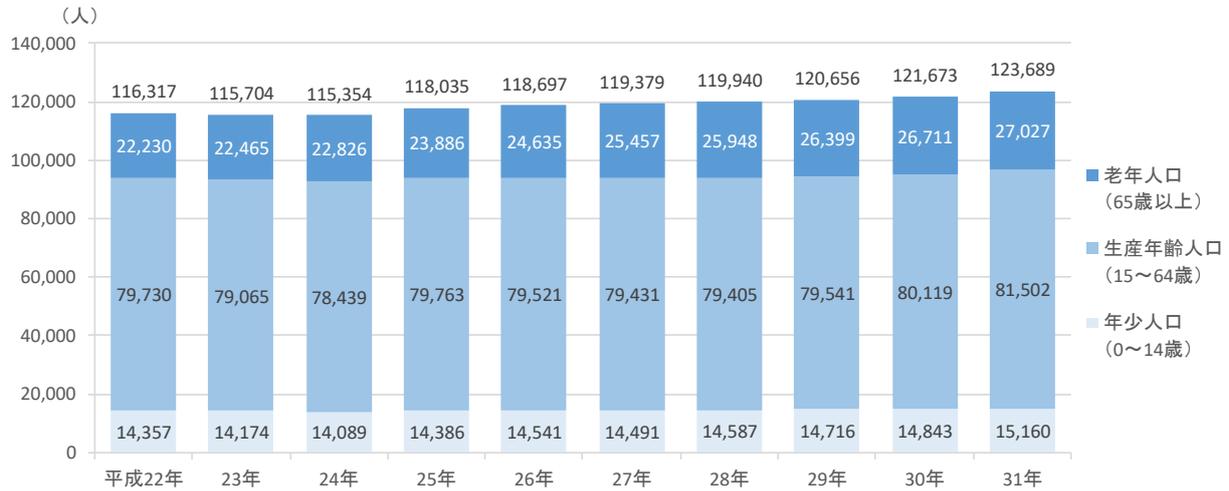
情報技術の急速な進展、超高齢社会の到来、国際化の進展、就業・就労状況の変化、経済・産業の変化などの社会的背景を踏まえ、平成31年3月、『東京都教育ビジョン（第4次）』が策定されました。この中では、次代を担う東京の子どもたちの姿として、「情報化や国

際化など急速に激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子ども」を育てていくとし、平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき 12 の「基本的な方針」と、その達成に向けた 30 の「今後 5 か年の施策展開の方向性」が示されました。都内公立学校の教職員をはじめとするすべての教育関係者の“羅針盤”として位置付けられています。

## 2 国分寺市の現状

### (1) 市の総人口

本市の人口は増加傾向にあり、平成31年の人口は123,689人となっています。

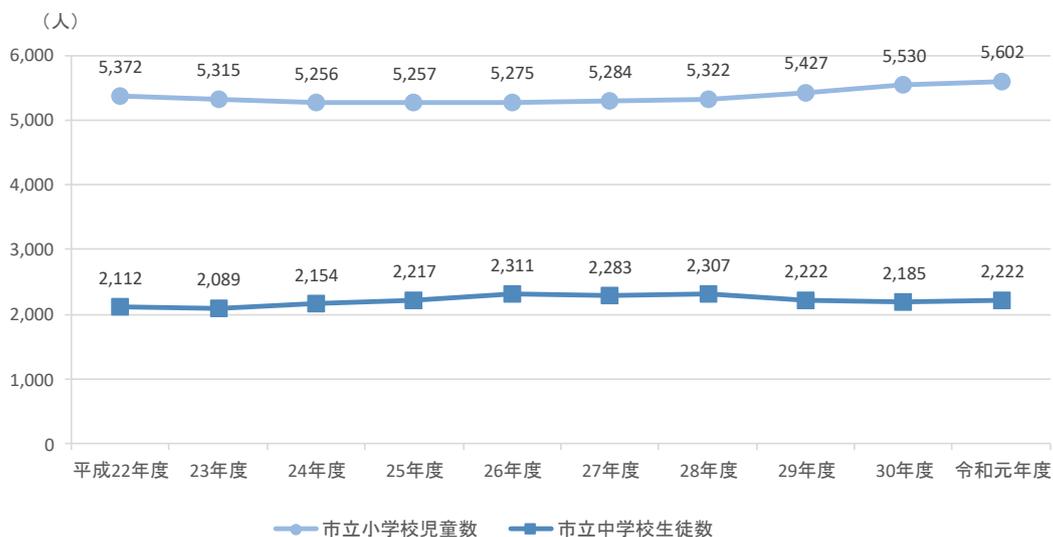


資料：市民生活部市民課（住民基本台帳 各年1月1日現在）

(注) 平成24年7月9日の住民基本台帳法改正により、平成25年から外国人も含まれています。

### (2) 市立小学校児童・中学校生徒数

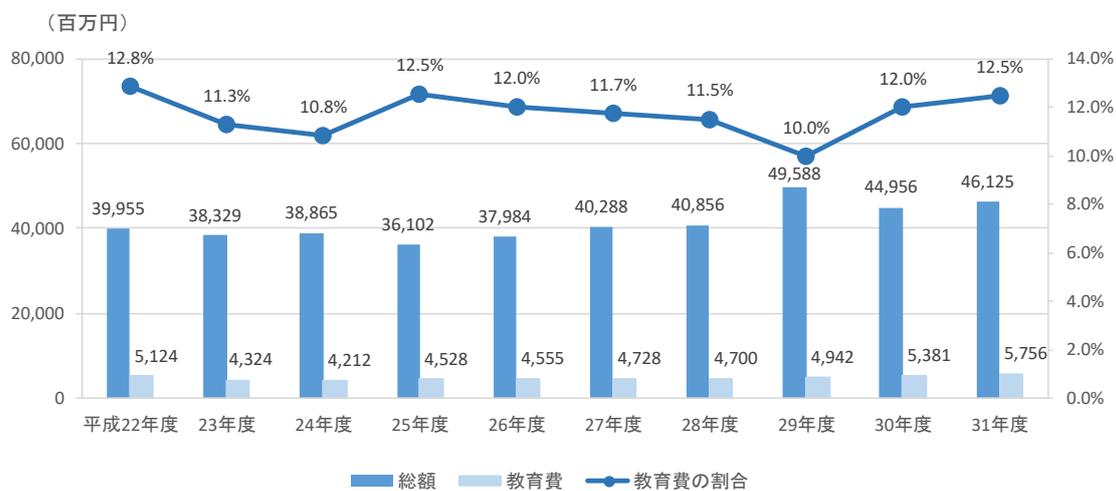
市立小学校児童数は、平成24年度以降増加傾向にあり、令和元年度では5,602人となっています。また、市立中学校生徒数は、平成23年度から平成26年度までは増加傾向にあり、平成23年度の2,089人から2,311人まで増えました。平成28年度から平成30年度までは減少傾向にあり、令和元年度では2,222人となっています。



資料：学校基本調査報告書（各年5月1日現在）

### (3) 市の教育費

一般会計の歳出予算の総額に占める教育費の割合は、近年は10～12%台で推移しています。



資料：「国分寺市統計」一般会計歳入歳出予算額及び決算額（歳出）

## 3

## 『第1次教育ビジョン』の主な取組状況

市教育委員会では、『第1次教育ビジョン』に基づく主要施策に沿った各事業の点検・評価を行ってきました。平成27年度から平成30年度の「国分寺市教育委員会教育ビジョンに基づく主要施策の点検及び評価」の達成状況は次の表のとおりとなっています。

なお、「主な成果・課題等」の項目については、ビジョンごとに特徴的なものを記載しています。

施策の方向性	ビジョン	取組の柱	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します	1 豊かな心をはぐくみます	1 人権尊重教育の推進	B	B	B	A
		2 道徳教育の推進	A	A	A	A
		3 いじめ防止等に関する取組の推進	A	A	A	B
		4 社会の変化に対応できる力の育成	A	A	A	A
		5 体験的活動の充実	A	A	A	A
	2 確かな学力を伸ばします	1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得	A	B	B	B
		2 思考力・判断力・表現力の育成	B	B	B	B
		3 学習意欲の向上	B	A	A	A
		4 個に応じた指導の充実	B	B	B	B
	3 健やかな体を育てます	1 生涯スポーツの基礎づくり	B	B	B	C
		2 健康安全に生活する力の育成	A	A	A	A
II 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進します	1 教員の資質・能力を高めます	1 授業力の向上	B	B	B	B
		2 生活指導力の向上	A	A	A	B
		3 組織運営力の向上	A	A	A	A
		4 外部折衝力の向上	A	A	A	B
	2 家庭や地域の教育力を高めます	1 家庭・地域との連携の推進	A	A	A	B
	3 学校環境を整えます	1 施設整備の充実	B	B	B	A
		2 質の高い学校給食の推進	A	A	A	A
		3 防災・防犯対策の推進	A	A	A	A

評価 A：十分な成果を上げた B：一定の成果を上げた C：やや成果が上がらなかった D：成果が上がらなかった

### 主な成果・課題等

・「1 人権尊重教育の推進」では、人権教育推進委員会が作成したリーフレットの授業への活用率が大幅に高まってきたことが成果として挙げられます。各学校において、本リーフレット等を活用して、人権教育に関する授業改善が着実に図られています。

・「3 いじめ防止等に関する取組の推進」では、本市で実施している「いじめ調査」について、平成29年11月からいじめの認知方法の転換を図りました。これにより、いじめの認知件数は大幅に増加しましたが、どんなに些細なことも見逃さない姿勢が学校全体に広まってきています。しかし、初期対応や組織的対応が適切に図られなかったことにより、対応が長期化した案件もあったことは課題であり、今後の改善の視点となっています。

・「1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得」では、平成27年度から3年間をかけて学力向上を目指した小・中連携教育推進事業に取り組んできたことにより、中学校ブロックごとに9年間を見通した授業改善の研究が進められてきました。一方、家庭学習の習慣化については、ここ数年課題となっており、今後は、家庭学習も含めた取組の工夫に努めていく必要があります。

・「3 学習意欲の向上」では、小・中連携教育推進事業を通して、わかりやすく楽しい授業を目指した授業改善の推進が図られてきたことが成果として挙げられます。

・「1 生涯スポーツの基礎づくり」では、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の体力合計点が、毎年、ほぼすべての学年で都の平均を上回っており、各学校の取組の成果と捉えています。しかし、全国との比較では、下回る種目が多く、さらに体力向上の取組を充実していく必要があります。

・「2 生活指導力の向上」では、小学校・中学校ともに、落ち着いた環境での指導が実現されています。いじめや不登校の対応についても、一つひとつの件に丁寧に対応していると捉えています。より迅速な対応を図るために、初期対応や組織的な対応をさらに充実させていくことが課題となっています。

・「4 外部折衝力の向上」では、すべての学校で保護者や地域の協力のもと、工夫した学習活動を展開しています。地域人材をゲストティーチャーとして、さらに積極的に活用していくなど、地域との関わりをより深めていくことが今後の課題となっています。

・「1 家庭・地域との連携の推進」では、国分寺市教育7DAYSや学校公開、サマースクール等、様々な取組を実施してきました。今後は、教員の働き方改革を踏まえた効果的な連携の在り方を考えていくことが課題となっています。

・「1 施設整備の充実」では、トイレの洋式化等の改修工事について、小学校で全校、中学校で令和元年度までに3校がそれぞれ完了し、中学校の残り2校についても令和2年度までに改修工事を実施し、小・中学校全校で完了する予定であります。また、学校のICT環境整備について、校内無線LANの整備は、平成30年度より調達作業を実施し、令和元年度から順次整備することになりました。

施策の方向性	ビジョン	取組の柱	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
Ⅲ 子ども 一人ひとりに 応じた支援を 充実します	1 充実した学校 生活になるように 支援します	1 特別支援教育体制の充実	B	B	B	A
		2 特別支援教育の理解推進	A	A	A	A
		3 特別支援教育基本計画の策定	A	A	A	A
	2 一人ひとりに 応じた 教育相談の 体制を整えます	1 教育相談体制の強化	A	A	A	B
		2 関係諸機関等との連携の推進	A	A	A	A
Ⅳ だれもが いつでも 学び、 健やかに 心豊かに 活動する まちづくりを 推進します	1 だれもが いつでも 学べる 学習機会を 充実します	1 学ぶ機会の提供	A	A	B	B
		2 自主的な学びの支援	A	A	B	B
		3 学習環境の整備	B	B	B	C
	2 学校や地域と ともに学びます	1 学校・地域との連携	A	A	A	B
		2 学びを活かす機会の創出	B	B	B	B
	Ⅴ 歴史遺産を 活かした 歴史の まちづくりを 推進します	1 文化財に対する 理解を深めます	1 文化財普及事業の推進	B	B	B
2 ふるさと文化財愛護ボランティアの養成と活動支援			A	A	A	B
2 市の歴史遺産 の調査研究、 保存、整備活用 を進めます		1 市内文化財の調査・研究の推進	B	B	B	B
		2 文化財の保存・公開活用の推進	B	B	B	B
		3 史跡の保存・整備・活用の推進	A	B	B	B

評価 A：十分な成果を上げた B：一定の成果を上げた C：やや成果が上がらなかった D：成果が上がらなかった

## 主な成果・課題等

・「1 特別支援教育体制の充実」では、第2次及び第3次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)に基づき、体制の整備に努めてきました。また、各学校では、特別な支援が必要な児童・生徒について、本人や保護者の思いを受け止め、関係機関と連携しながら、学校生活支援シートの作成を丁寧に行っていました。今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援に努めていきます。

・「1 教育相談体制の強化」では、不登校の出現率が年々増加傾向にあり、課題となっています。学校では、教育相談室や適応指導教室等との連携を図りながら、未然防止や初期対応、復帰支援に努めており、特に、学校復帰へ好転傾向となっている事例が多く見られている点は成果と捉えています。

・「1 学ぶ機会の提供」では、公民館においては地域の特性をいかした事業を実施し、図書館においては障害者用資料の充実を図る等、すべての市民の学習機会の提供を図る取組を行ってきました。一方で、図書館の貸出冊数が年々減少傾向となっていることが課題となっているため、今後は市民ニーズに対応したサービスを提供する等、貸出冊数を増やすための取組が必要となります。

・「2 自主的な学びの支援」では、平成30年度にcocobunjiプラザ及び国立駅前市民サービスコーナーの予約図書受取窓口の開設により、インターネット予約件数が前年度より大幅に上昇したことが成果として挙げられます。一方で、公民館施設の利用率は利用団体数を含めやや減少傾向となっているため、利用が少ない層を対象としたサービスの向上を図る等の取組が必要となります。

・「3 学習環境の整備」では、公民館・図書館の公衆無線LANの整備について、令和元年度末現在では設置に至っていませんが、設置場所や運用方法等、設置に向けての様々な検討を進めています。また、図書館ボランティアの参加者・活動時間数が減少していることが課題となっているため、今後はボランティアの研修体制の整備等、ボランティアを増やすための取組が必要となります。

・「1 学校・地域との連携」では、異世代交流の促進を図る学校キャンプや、子ども達の安全・安心な居場所を提供する放課後子どもプランは、学校・地域との連携事業の成果として挙げられます。一方で、地域の運動会や子どもまつり等、地域との連携事業数はここ数年横ばいとなっていることもあり、今後は連携事業数を増やすための取組が必要となります。

・「2 ふるさと文化財愛護ボランティアの養成と活動支援」では、ボランティアの延べ活動人数は増加傾向にありますが、活動実人数はここ数年ほぼ横ばいとなっています。市民がボランティアを行いやすい環境を整備する等、活動実人数を増やすための取組が必要となります。

・「3 史跡の保存・整備・活用の推進」では、史跡武蔵国分寺跡の伽藍中枢部の保存整備工事が完了し、歴史公園として供用を開始しました。一方で、計画上整備予定地のうち、宅地化等が進んでいる地域もあるため、今後は現状に即した整備を行う必要があります。



シンポジウム「史跡を用了おせ！」



開校記念集会



TGG（東京都英語村）での英語体験活動



おとなの「宇宙の学校」



姉妹都市マリオン市の高校生との交流

## 第 3 章

---

国分寺市が目指すこれからの教育

# 1

## 基本理念と目指す学びのまちの姿

『第2次教育ビジョン』では、国分寺市教育委員会の教育目標を基本理念として位置付けます。

### 基本理念

#### 国分寺市教育委員会の教育目標

国分寺市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、子どもたちが平和を愛し人権を尊重するとともに、郷土国分寺市の自然や文化を大切にして、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを願う。

また、学校教育と社会教育が融合し、学校・家庭・地域社会の緊密な連携のもと、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶとともに、進んで教育に参加する社会の実現を目指す、

- 互いの人格を尊重し、思いやりのある心豊かな市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 健康でたくましく、ともに生きる市民

の育成に努める。

また、『第1次教育ビジョン』の「国分寺市教育ビジョンの基本的な考え方」（～人と人とながつながり、学びが循環するまちの実現を目指して～）については、教育に係る目指すべきまちの将来像という位置付けであることを踏まえ、『第2次教育ビジョン』では、「目指す学びのまちの姿」に名称を変更します。

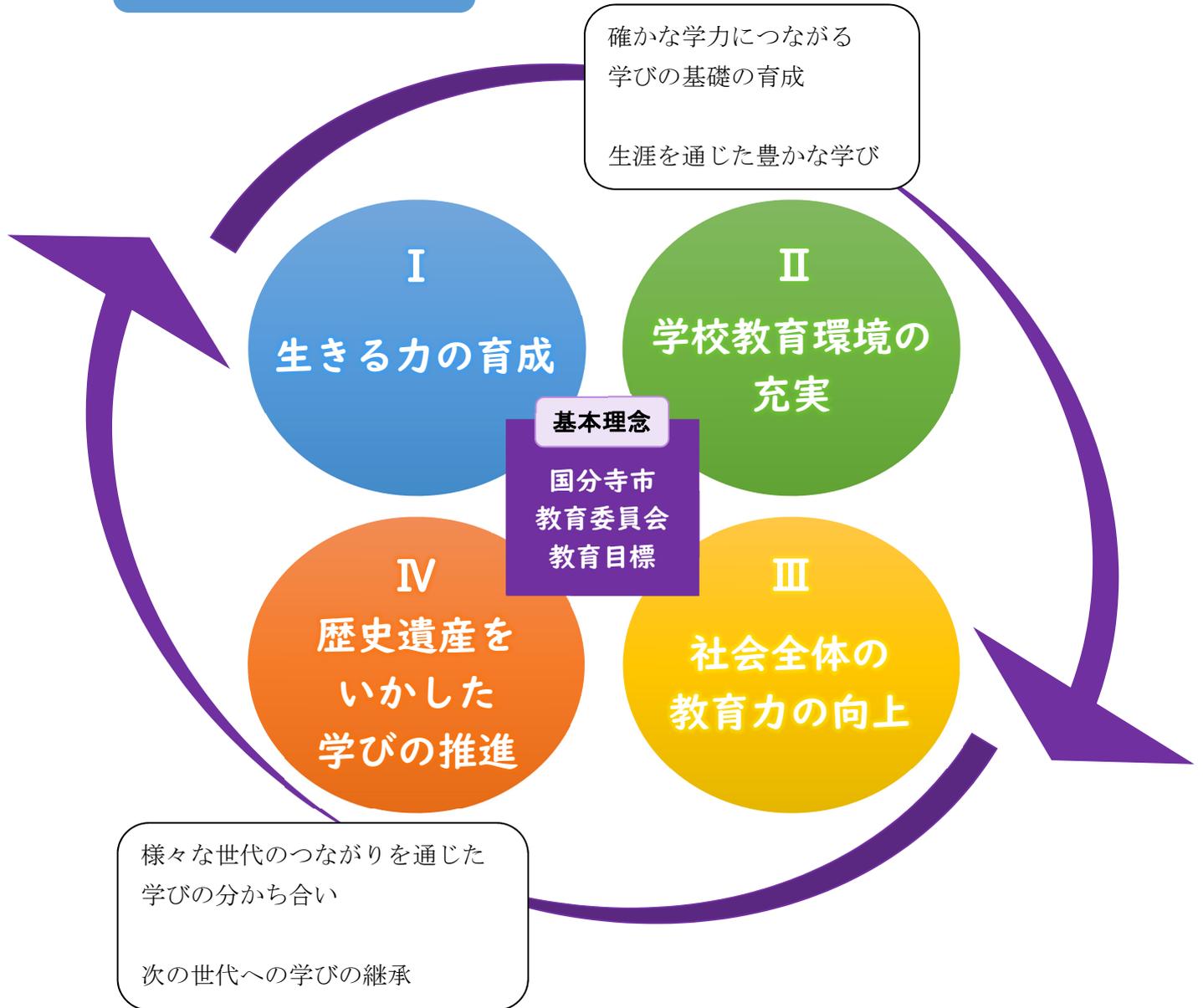
### 目指す学びのまちの姿

～人と人とながつながり、学びが循環するまち～

例えば、子ども、高齢者等の世代の相違や、障害の有無等にかかわらずすべての市民が、学校や社会教育施設、地域等での学びを通じて、人と人とながつながり、互いに学び合い、学びが継承され、まちに学びがあふれます。

そのような「人と人とながつながり、学びが循環するまち」を「目指す学びのまちの姿」として実現するために、『第2次教育ビジョン』では、4つの施策の方向性を位置付けました。

施策の方向性



## 2 教育ビジョンの体系

### 施策の方向性Ⅰ 生きる力の育成

施策の方向性	取組の柱	主要施策
1 豊かな心を育みます	1 人権教育の推進	(1)教育活動全体を通じて行う人権教育の充実 (2)学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進
	2 道徳教育の推進	(1)教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 (2)「特別の教科 道徳」に関する実践的研究や研修の充実 (3)学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進
	3 いじめ・虐待防止等に関する取組の推進	(1)いじめ防止に向けた取組の充実 (2)虐待防止に向けた取組の充実
2 確かな学力を伸ばします	1 新しい時代に必要となる資質・能力の育成	(1)カリキュラム・マネジメントの確立 (2)主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進 (3)個に応じた指導の充実 (4)家庭と連携した学習習慣の確立 (5)体験的活動を取り入れた授業等の充実 (6)指導と評価の一体化の推進
	2 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進	(1)国際教育の充実 (2)情報教育の充実 (3)環境教育の充実 (4)キャリア教育の充実
3 健やかな体を育てます	1 豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実	(1)運動能力の向上及び運動習慣の確立 (2)運動部活動等の改善・充実
	2 健康・安全に生活する力の育成	(1)健康・安全教育の充実 (2)食育の推進 (3)学校・家庭・地域が連携した取組の推進
4 一人ひとりの個性を伸ばします	1 特別支援教育体制の充実	(1)特別支援教育の充実 (2)特別支援教育に関する環境整備の推進
	2 特別支援教育の理解推進	(1)特別支援教育の理解啓発の充実 (2)就学相談の充実
	3 教育相談体制の強化	(1)教育相談活動の充実 (2)不登校児童・生徒への支援の充実 (3)関係諸機関等との連携の強化

### 施策の方向性Ⅱ 学校教育環境の充実

施策の方向性	取組の柱	主要施策
1 教員の資質・能力を高めます	1 授業力の向上	(1)校内研究・研修の充実 (2)授業公開の推進 (3)多様な研究活動の推進
	2 生活指導力の向上	(1)情報共有と行動連携の充実 (2)児童・生徒理解の充実、深化 (3)学校行事や児童会・生徒会活動の活性化
	3 組織運営力の向上	(1)働き方改革に向けた取組の推進 (2)学校評価の充実 (3)OJTの一層の推進
	4 外部折衝力の向上	(1)地域行事等への積極的参加の奨励 (2)授業や体験活動等における外部人材との連携の強化
2 開かれた学校づくりを進めます	1 家庭・地域との連携の推進	(1)地域の特色をいかした小・中連携教育の推進 (2)コミュニティ・スクール協議会、学校運営協議会の活性化 (3)学校情報の発信の充実
3 学校環境を整えます	1 施設整備の推進	(1)『学校施設長寿命化計画』の推進 (2)快適な学校生活に向けた施設の整備 (3)ICT環境整備の充実
	2 安全・安心な環境の充実	(1)地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実 (2)質の高い学校給食の推進

### 施策の方向性Ⅲ 社会全体の教育力の向上

施策の方向性	取組の柱	主要施策
1 誰もがいつでも学べる学習機会を充実させます	1 多様な学びの提供	(1)多様な学習機会・支援の充実 (2)地域の課題等の解決に向けた学習の充実 (3)体験学習の推進
	2 自主的な学びの支援	(1)自主グループ活動支援の推進 (2)情報の提供と活用の推進 (3)ともに学ぶ機会の拡充
	3 学習環境の整備	(1)学習や活動に関する情報発信の拡充 (2)持続可能な学習環境の充実 (3)ICTを活用した環境整備の推進
2 地域における学びの循環を推進します	1 学校・家庭・地域との連携	(1)地域で学び合う機会の創出 (2)交流活動・協働事業の推進 (3)学校施設を活用した地域づくりの推進
	2 学びをいかす機会の創出	(1)学習成果の活用 (2)地域活動の担い手の育成

### 施策の方向性Ⅳ 歴史遺産をいかした学びの推進

施策の方向性	取組の柱	主要施策
1 文化財に対する理解を深めます	1 文化財普及事業の推進	(1)文化財に触れる機会の拡充 (2)市の歴史に関する情報提供の推進 (3)学校教育での文化財活用の推進
	2 市民による文化財の保護・普及の促進	(1)ボランティア活動支援の充実 (2)ボランティアによる文化財普及活動の拡充
2 文化財の調査・保存・活用を進めます	1 文化財の調査・研究の推進	(1)埋蔵文化財調査の推進 (2)総合文化財調査の推進
	2 文化財の保存・活用の推進	(1)指定重要文化財の保存・公開活用の推進 (2)文化財の公開展示の充実 (3)出土した埋蔵文化財の保存環境の整備
	3 史跡の保存・整備・活用の推進	(1)史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路の保存・活用の推進 (2)史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路の公有化の推進 (3)史跡武蔵国分寺跡保存整備事業(僧寺地区)の推進



# 第 4 章

---

施策の展開

# 施策の方向性 I 生きる力の育成

## I-1 豊かな心を育みます

### 国分寺市の 目指す姿

- 学校における人権を尊重する教育や道徳教育が充実し、さらに家庭・地域と連携することで、子どもたちの豊かな人間性や社会性が育っています。
- いじめや虐待等の人権侵害に悩むことのない、一人ひとりが大切にされる学校や家庭・地域が実現し、子どもたちが健やかに育っています。

### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

子どもたちが、人間としてのより良い生き方を求め、互いの人格を尊重し、思いやりのある心豊かな市民として成長していくことは、すべての大人の願いです。そのため、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して道徳教育の充実を図ることが重要です。

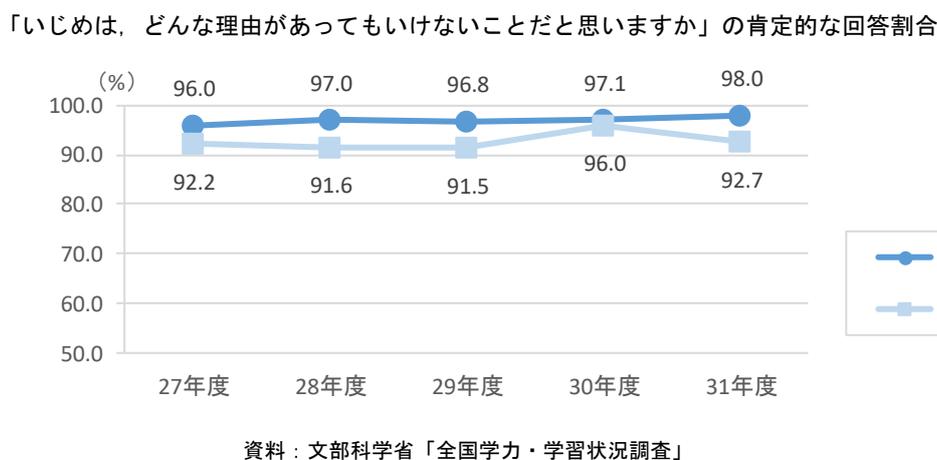
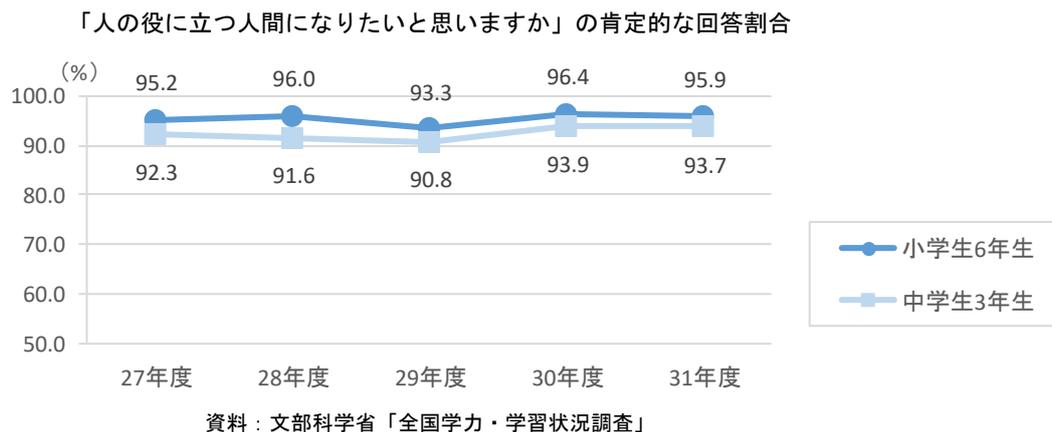
本市では、全校で学校経営方針に人権教育と道徳教育の取組を記載するとともに、人権教育全体計画及び道徳教育全体計画を作成し、教育活動全体を通じて計画的に取り組んできました。また、全校で道徳授業地区公開講座を開催するとともに、地域や家庭を交えた意見交換会等を開催し、学校・家庭・地域が連携して道徳教育を推進しました。さらに、「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」を踏まえ、児童会・生徒会フォーラムや弁護士による授業、いじめ防止対策審議会、虐待対応担当教諭に対する研修会の実施など、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ・虐待の防止に取り組みました。

本市の状況として、平成 31 年度の「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査の結果によると、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」との質問に、肯定的な回答が小学校 6 年生で 95.9%、中学校 3 年生で 93.7%となっています。また、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、肯定的な回答が小学校 6 年生で 98.0%、中学校 3 年生で 92.7%となっています。どちらの質問も良好な結果といえます。この傾向を維持し、さらに 100%を目指していくことが重要です。

市立小・中学校におけるいじめについては、東京都の『いじめ総合対策【第2次】』による動向を踏まえ、いじめ防止対策審議会からの提言を受けて、平成 29 年度の第 2 回調査からいじめの認知方法の転換を図りました。その結果、いじめの認知件数は大幅に増加しましたが、どんなに些細なことも見逃さない姿勢が学校全体に広がりました。認知されたいじめは各学校できめ細かく対応しています。また、市教育委員会では、解消されたいじめであっても継続して観察を行うなど、再発防止に向けた取組を各学校に働きかけています。学校において

は、いじめ問題への対応は最重要課題の一つであり、今後もいじめ防止の取組を推進することが必要です。

児童虐待についても、全国的に見ると依然として子どもの生命が奪われる重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で早急に取り組むべき喫緊の課題です。このため、学校・家庭・地域・関係機関が緊密に連携し、児童虐待の、早期発見及び通告等の迅速な対応などについての取組を強化することが必要です。



#### いじめの認知件数

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	25	26	698
中学校	20	16	53

※平成29年度の第2回調査からいじめの認知方法の転換を図った。

資料：市教育委員会



## 取組の柱1 人権教育の推進

子どもたちが、人権尊重の理念を理解し、実践する態度を身に付けるために、各学校で児童・生徒の発達段階に応じ、全教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にされた教育の充実を図っていきます。

また、家庭・地域に対する人権教育についての啓発活動を充実させて、学校と家庭・地域との連携を図っていきます。

こうした取組を通して、子どもたちの自他の大切さを認める心情や、様々な場面において自分で判断して行動をとることのできる実践力等、人権が尊重される社会づくりに寄与する資質・能力を育む人権教育を推進していきます。

### 【主要施策】

#### (1) 教育活動全体を通じて行う人権教育の充実

人権教育の一層の充実を図るために、人権教育の全体計画や年間指導計画を毎年見直し、常に改善を図ります。その際、普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組のバランスを取り、各教科の特質に応じて人権尊重の理念や人権課題に関する学習を計画的に進めます。

また、各学校で児童・生徒や地域の実態に応じて、人権週間や人権標語の作成など人権に関する取組を充実させ、人権を大切にしようとする児童・生徒の意識を高めます。

#### (2) 学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進

各学校では人権についての研修を充実させ、教職員の人権感覚の向上を図ります。その上で学校だより等を通して家庭や地域へ人権教育の取組について発信し、学校・家庭・地域が連携を図り、人権を大切にしようとする児童・生徒を育てていきます。



ふわふわ言葉の階段

## 取組の柱 2 道徳教育の推進

子どもたちが、確かな倫理観や道徳性を身に付けるために、各学校で差別をすることや偏見を持つことなく、誰に対しても公正、公平にし、正義の実現に努めることや、公德心を持って法や決まりを守り、自他の権利を大切に、進んで義務を果たすとともに、多様な考え方を尊重する心を育てます。

さらに、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念や自立心、自尊感情等、他者と関わり、社会に貢献することができる力などを育む道徳教育を学校・家庭・地域が連携して推進していきます。

### 【主要施策】

#### (1) 教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実

PDCA サイクルを活用して、道徳教育の全体計画や年間指導計画を毎年見直し改善を図ります。その上で、各教科や領域の特性をいかし、全教育活動を通して児童・生徒がより良く生きるための基盤となる道徳性を計画的に養います。

#### (2) 「特別の教科 道徳」に関する実践的研究や研修の充実

児童・生徒が道徳的な価値についての理解を深め、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える中で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度が身に付くよう、各学校で「特別の教科 道徳」の指導方法や指導内容の充実に関する実践的研究や研修を充実します。

#### (3) 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進

学校だよりや SNS 等で各学校が実施している道徳教育についての発信を積極的に行います。また、全学校で「特別の教科 道徳」の授業公開と、それを踏まえた保護者や地域住民との意見交換会等を実施するなど、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。



道徳の研究授業

### 取組の柱3 いじめ・虐待防止等に関する取組の推進

「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、いじめを根絶するために子どもたちが自他を大切にできる豊かな心を育み、いじめを許さない強い意志を持ちながら生活できるよう、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止教育の充実に取り組むとともに、早期発見・早期対応に努めます。

また、子どもや保護者との信頼関係の構築に努め、子どもの表情や身体の変化を見逃さないように注意する等、虐待の早期発見に努めます。虐待を発見した場合は、関係機関と連携して虐待を受けた子どもに対して必要な支援を行います。

#### 【主要施策】

##### (1) いじめ防止に向けた取組の充実

各学校で自他を大切にできる心情を育てるとともに、いじめを許さない強い意志を持った児童・生徒を育てます。児童会・生徒会フォーラムや弁護士による授業等を通じた未然防止、年3回のいじめに関する調査やスクールカウンセラーの全員面接等を通じた早期発見、学校いじめ防止対策委員会等を活用した組織的な早期対応及び継続的な対応に努めます。

また、保護者や地域住民、関係機関とも連携しながら、いじめ防止に向けた取組の充実を図ります。

##### (2) 虐待防止に向けた取組の充実

各学校で、虐待防止に関わる研修を実施し、教職員が虐待の防止や早期発見と適切な対応を行うことができる資質や能力の向上に努めます。

また、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関との連携を充実させ、虐待の早期発見・早期対応のための体制を整備します。



弁護士によるいじめ防止授業

## I-2 確かな学力を伸ばします

### 国分寺市の 目指す姿

○AI 技術等の発達による「超スマート社会 (Society5.0)」の到来に向けて、「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」が育っています。

○持続可能な社会を築くために何をしたらいいのか、自分はどういう目標達成に貢献できるかを考えることができる力が育っています。

### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

「超スマート社会 (Society5.0)」の実現に向けた技術革新やグローバル化の一層の進展などにより、社会の変化が激しい予測困難な時代を迎えています。

このような時代に向けて、平成 29 年 3 月に学習指導要領が改訂されました。その中では、一人ひとりの児童・生徒が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育むなど、持続可能な社会の創り手の育成が求められています。そして、新しい時代に求められる資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱に整理し、確実に育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進やカリキュラム・マネジメントの確立などを重視しています。

本市では、児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、各種学力調査の結果に基づいた『授業改善推進プラン』の策定や、習熟度別指導の工夫や補習教室の実施など、個に応じた指導の充実等を通して、確かな学力の育成に取り組んできました。

本市の状況として、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の「全国学力・学習状況調査」の調査結果を分析した結果、次ページのような特徴が見られました。

新学習指導要領の全面実施に向け、この分析内容及びその他各種調査の分析結果、また、各学校の実態等を踏まえて、今後 5 年間の学力向上の方向性を明確に示していくことが課題となります。

また、同調査における「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか。」との質問について 5 年間の経年推移を見ると、小学校では、肯定的な回答が都の平均とほぼ同程度であるのに対し、中学校では、2～4 ポイント低くなっており、課題となります。より良い社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な力を育むことは、学習指導要領の改訂のポイントにもなっており、児童・生徒に確実に身に付けさせるとともに児童・生徒自身の意識をより高めていくことが求められます。

**【平成 27～31 年度全国学力・学習状況調査の調査結果（国語・算数（数学））の分析概要】**

- ・小・中学校ともに5年間継続して、国語・算数（数学）どちらも国や都の平均正答率を上回っており、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着が図られている児童・生徒が多い。
- ・小学校の国語及び中学校の数学では、主として「活用」に関する問題においても、都の平均点を大きく上回っている年が多く、特定の教科ではあるが、基礎的・基本的な知識・技能を活用する力の定着が図られていると言える。
- ・主として「知識」に関する問題については、小・中学校ともに、どの年度も国や都の平均正答率を上回っているものの、問題によっては、正答率が5割に満たないものもあり、引き続き、繰り返したり、立ち戻ったりする指導を重視していく必要がある。
- ・児童・生徒質問紙において、「国語（又は算数（数学））の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか。」との設問について、5年間の結果を見ると、小学校では、国語・算数ともに9割程度の児童が肯定的な回答をしており、すべての年度で都の平均を上回っている。対して、中学校では、国語で8割程度、数学で7割程度の生徒が肯定的な回答となっており、特に、数学については、近年、都の平均を下回る傾向となっている。このことから、学習内容と日常生活の関連を意識した課題の設定や発問の内容を発達段階に応じてさらに工夫していく必要がある。また、児童・生徒が自ら課題を発見し、追究する過程を大切に、主体的に課題に向かう姿勢を培っていくことも重要となる。

全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙より（平成27年度から平成31年度）

- 1 国語 : 国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか。  
 算数, 数学 : 算数(数学)の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか。  
 の質問に対する肯定的な回答の割合

小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
国語	国分寺市	88.7	89.5	88.0		91.5
	東京都	87.2	87.4	85.8		89.5
算数	国分寺市	90.0	91.1	90.1	89.3	93.7
	東京都	89.0	88.1	87.2	87.6	91.0

中学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
国語	国分寺市	81.1	82.6	83.0		87.1
	東京都	81.8	82.5	81.1		86.3
数学	国分寺市	72.5	69.0	71.9	66.7	70.5
	東京都	68.7	68.6	69.6	68.5	73.5

※平成30年度では、国語のみ、同質問が削除されている。

※網掛けは、東京都の平均を下回った数値。

- 2 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校	国分寺市	48.0		44.9	52.8	55.4
	東京都	48.1		44.5	52.1	54.4
中学校	国分寺市	32.5		32.1	37.9	36.9
	東京都	35.4		35.5	41.1	38.7

※平成28年度では、同質問が削除されている。

※網掛けは、東京都の平均を下回った数値。



## 取組の柱1 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」という視点から授業改善に取り組むとともに、指導にいかず評価を工夫していきます。その際、教科横断的な視点から教育内容を配列し、教育課程の編成を工夫します。

また、子どもたち一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された学びの実現を図るとともに、家庭と連携した学習習慣の確立に努めていきます。

さらに、体験的な活動を重視した取組も充実していきます。

### 【主要施策】

#### (1) カリキュラム・マネジメントの確立

学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応できる力を育むため、各教科等の目標や内容を相互に結び付け、教科横断的な視点で、教育内容を配列していきます。

そのために、各教科等の教育内容の実施時期や時間の配分について工夫し、必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、実施状況を評価してその改善を図ることを通して、学習の効果が最大限となるように努めます。

#### (2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進

生きる力を育むために、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教材、教具の効果的な活用を行うとともに、各教科等で育成する資質・能力について、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理し、目標を明確にした授業改善に努めます。

#### (3) 個に応じた指導の充実

読解力や情報活用能力など基盤的な学力を確実に習得させるとともに、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場の充実を図っていきます。そのために、個別最適化された振り返り学習や指導方法の改善、効果的な指導を支える教材の開発、ICTの活用などを進めていきます。

また、教科の特性に応じて習熟度別指導を取り入れ、学習の遅れがちな児童・生徒には補習教室、サポート教室の活用を図っていきます。

#### (4) 家庭と連携した学習習慣の確立

確かな学力の定着のために、学力の要素である学習意欲や粘り強く課題に取り組む態度を育み、学校とともに家庭での学習習慣の確立を推進します。宿題の種類や出し方を工夫し、家庭と連携した自主的な探究活動などを通して、新しい時代に必要となる資質・

能力を育てていきます。

#### (5) 体験的活動を取り入れた授業等の充実

児童・生徒が多様な他者と協働することの重要性などを実感できるよう各教科等の特質に応じた体験的活動を重視します。体験的活動を通して、問題の発見や問題を解決する能力の育成、思考や理解の基盤づくり、各教科等の「知」の総合化と実践化などに努めます。

また、国分寺という地域の特色や人的資源を有効に活用し、実際の生活や社会、自然の在り方を学び、そこで得た知識や考え方を基に、実生活の様々な課題の解決に取り組めるように授業等を充実します。

#### (6) 指導と評価の一体化の推進

児童・生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、その評価を基に指導の過程や成果を振り返り、授業改善に努めていきます。「全国学力・学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を分析して、一人ひとりの児童・生徒の学習状況を把握するとともに、国分寺市としての課題を整理し、様々な教育施策に反映していきます。



主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業

## 取組の柱2 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進

外国語教育を充実するとともに、異なる文化への理解を深め、国際社会に主体的に貢献できる人材の育成に努めます。

また、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力を育てるとともに、世界を変えるための17の目標「SDGs」を踏まえて、持続可能な社会づくりのための課題解決に必要な能力・態度を育てます。

さらに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力についてもキャリア教育を通して育てていきます。

### 【主要施策】

#### (1) 国際教育の充実

国際社会の中での共存・協力を実現するために、異文化とともに我が国の伝統や文化についての理解とそれを尊重する態度を育てていきます。小学校からの外国語教育の充実とともに、平和教育の推進、オリンピック・パラリンピック教育で培ったスポーツの価値、国際社会・異文化への理解、共生社会への理解、規範意識など無形のレガシーを引き継いでいきます。

#### (2) 情報教育の充実

「超スマート社会（Society5.0）」に向けて、すべての児童・生徒に学習の基盤となる情報活用能力を習得させます。ICTを積極的に活用し、各教科等の学習を充実するとともに、小学校段階からプログラミング的思考の育成に努めます。また、「総合的な学習の時間」、「特別の教科 道徳」、「中学校の技術・家庭科」、「特別活動」などにおいて、情報モラル教育を徹底し、情報セキュリティに関する内容も充実していきます。

#### (3) 環境教育の充実

ESDやSDGsとの関連を踏まえ、持続可能な社会づくりに向けた問題の解決に必要な資質・能力を育てます。体験的活動を充実し、環境保全に向けて自分であればどのようなことができるかなど、深く考えさせる授業を推進します。

#### (4) キャリア教育の充実

児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じてキャリア教育を充実します。

また、児童・生徒に国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを持ち、表現していく力を育成する主権者教育を推進します。

## I-3 健やかな体を育てます

### 国分寺市の 目指す姿

- 運動やスポーツが好きな子どもたちが増え、体力が向上するとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力が育っています。
- 健康や安全についての理解が深まり、明るく楽しい生活を営むことのできる力が育っています。

### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わっています。そのため、学校における体育・健康に関する指導では、心身ともに健康で安全な生活とスポーツライフの実現を一体的に進めています。

本市では、全小・中学校が体力向上を目指した「一校一取組」やオリンピック・パラリンピック教育のスポーツ志向の資質向上を目指した体験活動等を通して、スポーツライフの実現に根ざした取組を進めてきました。また、東京都教育委員会からオリンピック・パラリンピック教育アワード校やスーパーアクティブスクールの指定を受けた学校の取組を市内全体で共有しながら、体力向上の一層の推進に努めてきました。

本市の状況として、平成27年度から平成30年度までの4年間の「東京都統一体力テスト調査」の調査結果を分析した結果、次ページのような特徴が見られました。

これらの結果から、近年、小・中学校の男女ともに着実に体力向上が図られていることがわかりますが、全国の平均値との比較では下回っていること、また、学校ごとに数値を比較した際には課題となる種目が多数あること等から、学校ごとに実態を詳細に把握し、さらに授業改善を推進する必要があります。

また、「平成30年度生活・運動習慣等調査結果」では、運動やスポーツをすることについて、男子の9割以上、女子の8割以上が「好き」又は「やや好き」と回答している一方、体育の授業以外で運動やスポーツをしない児童・生徒の割合は小学校高学年から中学校3年生にかけて増加しており、特に中学生女子の割合が高くなっているなど、運動習慣の定着が課題となっています。

各学校においては、「一校一取組」を継続的に展開することや、部活動等の充実を図るなどして、児童・生徒が運動やスポーツの楽しさや楽しみ方を学び、主体的に親しんでいけるように、一層取り組むことが必要です。そして、オリンピック・パラリンピック教育を通じて

学んだスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ということをいかして、生涯を通じて豊かなスポーツライフの実現に向けて取り組むことが必要です。

さらに、子どもたちの体力の向上とともに、自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが重要です。

近年、子どもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向等が見られるなど、食に起因する健康課題が懸念されています。

本市では、これまで児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各校の食育リーダー等が中心となって食育の推進を図ってきました。小学校の生活科体験学習では、農業関係者等をゲストティーチャーとして招き、実際に食材に触れながら直接話をしてもらい、食材の特徴や栄養について学ぶ取組もしています。今後も家庭・地域と連携して、児童・生徒の健康的な生活習慣の形成に向けて積極的に取り組むことが必要です。

その他、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用、犯罪被害など、多様化・深刻化する子どもたちの現代的な健康や安全に関わる課題への対応も求められています。これらの課題を解決するために、「自分の体は自分で守る」という子どもたちの意識を高めるとともに、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが必要です。



薬物乱用防止教室

**【平成 27 年度～平成 30 年度 東京都統一体力テスト調査結果の分析概要】**

- ・平成 27・28 年度は、小・中学校ともに反復横とびに課題があったが、平成 29・30 年度は改善傾向となった。
- ・平成 29 年度以降は、小学校における握力のみが主な課題となっている。
- ・平成 29 年度以降は、小・中学校の男女ともに東京都の平均値を上回る種目が多い。
- ・すべての年度を通して、全国の平均値との比較では、小・中学校の男女ともに下回る種目が多い。

東京都統一体力テスト調査より（平成27年度から平成30年度）

小学校1～6年		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4学年以上で 東京都の平均値 を上回った種目	男子	上体起こし 長座体前屈 20mシャトルラン 立ち幅とび	上体起こし 長座体前屈 20mシャトルラン 立ち幅とび	上体起こし 長座体前屈 反復横とび 20mシャトルラン 立ち幅とび	上体起こし 長座体前屈 反復横とび 20mシャトルラン 立ち幅とび
	女子	上体起こし 長座体前屈 20mシャトルラン 立ち幅とび	上体起こし 長座体前屈 立ち幅とび 50m走	長座体前屈 反復横とび 立ち幅とび	上体起こし 長座体前屈 反復横とび 20mシャトルラン 立ち幅とび
4学年以上で 東京都の平均値 を下回った種目	男子	反復横とび	反復横とび ソフトボール投げ	握力	握力
	女子	反復横とび	反復横とび ソフトボール投げ 20mシャトルラン	握力	握力

中学校1～3年		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全ての学年で 東京都の平均値 を上回った種目	男子	長座体前屈 持久走 50m走	長座体前屈 持久走 立ち幅とび ハンドボール投げ	上体起こし 長座体前屈 反復横とび 持久走 立ち幅とび	長座体前屈 持久走 立ち幅とび
	女子	長座体前屈 持久走 50m走	長座体前屈 持久走 立ち幅とび 50m走	長座体前屈 持久走 50m走 立ち幅とび	長座体前屈 持久走 立ち幅とび
全ての学年で 東京都の平均値 を下回った種目	男子	反復横とび	握力	なし	なし
	女子	握力 ハンドボール投げ	反復横とび	なし	なし

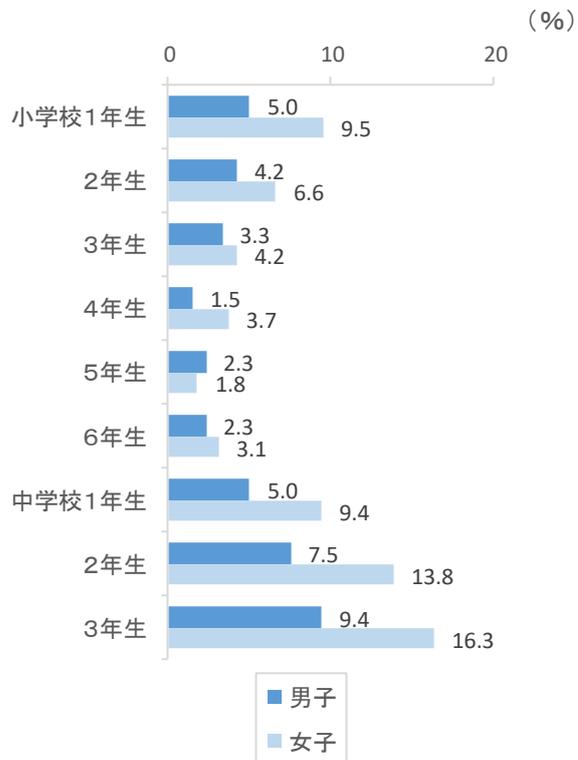
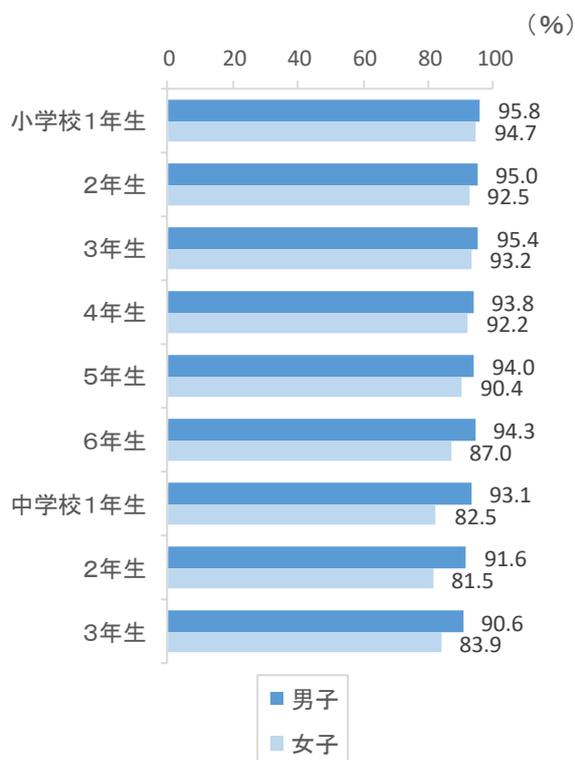
平成30年度 生活・運動習慣等調査

■運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか。

■運動やスポーツをどのくらいしていますか。  
（学校の体育の授業をのぞきます。）

「好き」又は「やや好き」と回答した割合の合計

「しない」と回答した割合



資料：平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査報告書



体育的活動「元気アップタイム」



## 取組の柱1 豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実

体育の授業や日常生活における体育的活動を充実させ、運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、運動の多様な楽しみ方を学ばせます。そして、学習したことを実生活や実社会にいかし、豊かなスポーツライフを実現することができるようにします。

また、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を活用し、課題を明確にした上で、その課題解決に向けて各校で目標を定め、継続して取り組みます。

中学校における運動部活動については、「運動部活動の在り方に関する方針」に基づき活動方針を定め、生徒が自主的・自発的に活動し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができる場となるよう、運営方法を改善・充実させていきます。

### 【主要施策】

#### (1) 運動能力の向上及び運動習慣の確立

「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を丁寧に分析し、各校において発達段階に応じた課題を明確にします。そして、体育の授業や体育的活動を通して、自己の運動や健康についての課題の解決に向けて、主体的に学習することや仲間と対話しながら課題を解決していく体育の学習を展開します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、ルールやマナーを遵守することの大切さやスポーツの意義や価値等について、継続的に指導していきます。

#### (2) 運動部活動等の改善・充実

運動部活動において、部活動指導員等の外部の指導者を活用するとともに、顧問教員の指導力の向上に努め、より専門性の高い指導を行います。運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が集まり技能の向上や自己の記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを分かち合える活動です。体力の向上ばかりでなく、心身のバランスのとれた成長を図る上でも、生徒が積極的に参加したいと思える魅力ある運動部活動を展開します。



体力向上「ランニング週間」の取組

## 取組の柱2 健康・安全に生活する力の育成

自分の体や心の健康に対する関心を高め、自己の健康についての課題の解決に向けて主体的に学習することを通して、生涯にわたって健康を保持・増進しようとする態度を育てます。

また、セーフティ教室や薬物乱用防止教室を開催して子どもたちの危機回避能力を高め、健康で安全な生活を営むことができる力を育てます。

### 【主要施策】

#### (1) 健康・安全教育の充実

健康に関する正しい知識を習得させるとともに、自己の課題を解決する学習活動に積極的に取り組ませ、家庭などでもいかすことのできる実践力を育てます。

また、薬物乱用防止教室を開催し、多様化・深刻化する健康課題について児童・生徒の実態に応じた指導を行います。さらに、セーフティ教室を開催し、自分の身を守る大切さを学ばせ、危機回避能力を高めます。

#### (2) 食育の推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるようにするために、学校では、給食の時間にとどまらず、教育活動全体を通して、計画的に食育の指導を行っていくとともに、食育リーダー等を中心とした校内指導体制を整備します。

また、食を通して伝統的な日本の食文化や地域の特性をいかした食文化を理解できるよう、小学校では地域と連携して地場野菜に触れる体験活動を積極的に導入するなど、学校給食を活用した食育を推進します。

#### (3) 学校・家庭・地域が連携した取組の推進

児童・生徒が、基本的な生活習慣を身に付け、健康で明るい生活を送ることができるようにするために、学校・家庭・地域が連携して、児童・生徒の持つ健康課題を共有します。学校保健委員会を開催し、学校医の指導のもと、学校・家庭・地域が意見を交換し、様々な健康課題について解決するための方策を立て、互いに協力して実践していきます。



食育「豆腐作り体験」

## I-4 一人ひとりの個性を伸ばします

### 国分寺市の 目指す姿

- 学校では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行われています。
- 教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育への理解を深めています。また、教員は関係諸機関と連携しながら子どもの能力や可能性を最大限に伸ばしています。
- 悩みを持った子どもや保護者が相談しやすい体制が整っています。

### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換が図られ、10年以上が経過しました。この間、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年4月）、発達障害者支援法の改正（同年5月）などの法整備が行われ、特別支援教育をめぐる状況は大きく変化しています。

本市では、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援するため、平成29年2月に『第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）』を策定しました。

現在、本市の特別支援学級に在籍する児童・生徒数や特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒数は年々増加傾向にあります。こうした状況に対応するため、学校内外の研修を通しての教職員に対する特別支援教育の理解啓発、オリンピック・パラリンピック教育に関連した障害者理解の取組の充実等に努めてきました。

今後も特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うためには、特別支援教育の更なる充実が求められます。また、令和3年度には中学校における巡回型の特別支援教室を開設します。これまでの小学校の実施状況を基に、その成果や課題をいかにしながら運営方法等を工夫していくことも課題となります。

また、学業や友人関係、進路など様々な不安や悩みを抱えている児童・生徒や、子どもの教育やしつけなどに悩んでいる保護者は少なくありません。本市の教育相談室における相談回数は、毎年2,000回近くになっています。

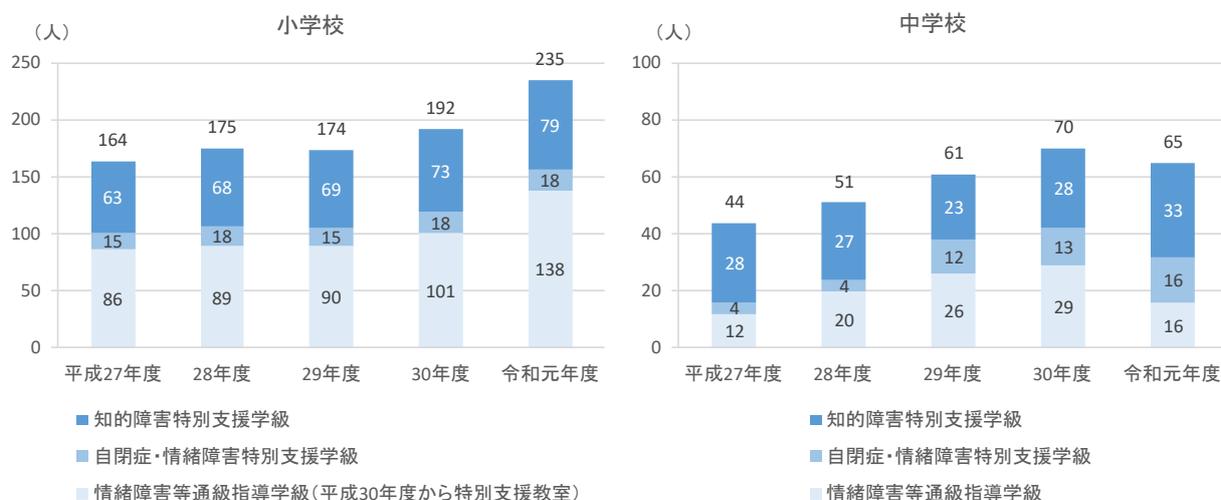
こうした児童・生徒及び保護者からの相談には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、継続的に対応していくことが大切です。そのため、教員だけでなく、臨床心理専門のスクールカウンセラーや社会福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー等を配置し解決の一助にしています。しかし、社会生活が多様化する中、児童・生徒や保護者の抱える悩みも複雑化しています。学校と多様な専門職が連携してきめ細かく対応すること

や、小・中学校における切れ目のない相談体制の更なる整備充実が求められます。

不登校児童・生徒については、ここ数年増加傾向にあり、特に中学校においてはその傾向が顕著になっています。一方、学校への復帰率も増加傾向にあります。これは、各学校が教育相談室や適応指導教室（トライルーム）との緊密な連携を図り、不登校の未然防止と初期対応、復帰支援に取り組んできた成果と分析をしています。

今後は、全校に設置したサポート教室の効果的な活用についての検討や、様々な関係機関との連携強化を図るなどして、安心して学ぶことのできる環境を整備することが必要です。

特別支援学級及び特別支援教室・通級指導学級に在籍する児童・生徒数の推移



資料：市教育委員会（各年度5月1日現在）

教育相談実態調査より(平成27年度～平成30年度)				
教育相談室における電話相談及び来所相談回数の経年推移				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電話相談	43	33	37	36
来所相談 ※のべ回数	2,037	2,061	1,917	1,976

資料：市教育委員会



## 取組の柱 1 特別支援教育体制の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉え、通常の学級でのきめ細やかな指導・支援の充実と併せて、特別支援学級及び通級指導学級（特別支援教室）での指導・支援の充実、発展を図ります。その中で、生活や学習上の困難を改善、克服し、主体的・積極的に社会に参画しようとする意識を育みます。

### 【主要施策】

#### （１）特別支援教育の充実

年間を通して、校内委員会を継続的に開催し、特別な教育的支援を必要とする子どもの実態を正確に把握します。また、子どもや保護者の思いを受け止め、関係諸機関と連携しながら、学校全体でより適切で具体的な指導・支援をするための個別指導計画及び学校生活支援シートを作成し、適切な教育が一貫して行われるようにします。

#### （２）特別支援教育に関する環境整備の推進

令和3年度に中学校における巡回型の特別支援教室を設置し、小・中学校ともに運営の充実を図ります。また、特別支援学級には児童・生徒の身辺介助を行うための特別支援学級介助員を配置するとともに、通常の学級に在籍する児童・生徒の教科指導の補充を図るためのサポート教室支援員、障害のある児童・生徒の学校生活への適応などを支援し、学級運営の充実を図るための特別支援教育クラスアシスタントを配置します。

さらに、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副籍を持ち、交流を通じて居住する地域とのつながりの維持・継続が図られるようにします。



特別支援学級における授業の様子

## 取組の柱2 特別支援教育の理解推進

特別な支援を必要とする子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばすために、教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育について理解を深めていくための取組を推進していきます。

また、子どもたち一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、様々な機関との協議を通して就学先を検討するとともに、必要に応じて、就学後の支援も行っていきます。

### 【主要施策】

#### (1) 特別支援教育の理解啓発の充実

教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会、特別支援学級連絡会、夏季特別支援教育研修会、若手教員育成研修（1年次～3年次）を開催し、特別支援教育や校内体制の整備の在り方等について教員の理解啓発を図ります。

また、各学校は、特別支援教育に関する校内研修会を開催して教職員の理解を深めるとともに、児童・生徒に対する障害者理解の取組の充実に努めます。さらに、学校だよりや講演会等を通して、保護者や地域住民への理解啓発にも努めます。

#### (2) 就学相談の充実

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、個別支援委員会において、様々な機関の関係者が協議して、必要としている支援を検討します。さらに、支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行います。



特別支援学級と通常の学級との交流

### 取組の柱3 教育相談体制の強化

子どもたちが毎日元気に充実した生活を送るために、悩みを持った子どもや保護者等が相談しやすい体制や環境を整備します。また、相談内容に応じて関係諸機関と連携を図り、問題解決のための方策を探っていきます。

#### 【主要施策】

##### (1) 教育相談活動の充実

子どもたちの様々な悩みや問題に対し、個別に相談に応じ、その健全な発育を助成するために教育相談室を設置し、教育相談を実施します。教育相談室では、必要なときに、相談しやすいよう相談カードを発行し周知を図ります。また、教育相談室の相談員は定期的に市立小・中学校を巡回し、各校における教育相談の質を高めます。

市立小・中学校には、東京都の非常勤職員（令和元年度末時点）であるスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の相談活動にあたります。特に、小学校5年生及び中学校1年生には全員面接を実施し、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

##### (2) 不登校児童・生徒への支援の充実

全市立学校では、新たな不登校児童・生徒を出さないために、居場所のある学級づくりに努めるとともに、サポート教室を活用した個に応じた指導の工夫を行います。

学校に登校できない児童・生徒には、適応指導教室（トライルーム）の活用を促すなど、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの機会を提供し、温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰等を目指します。

##### (3) 関係諸機関等との連携の強化

教育相談室や学校は、相談内容に応じ、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、子ども家庭支援センター・児童相談所・少年センター・警察・保健所等の関係機関と連携し、課題解決のための方策を探っていきます。

## 施策の方向性Ⅱ 学校教育環境の充実

### Ⅱ-1 教員の資質・能力を高めます

#### 国分寺市の 目指す姿

- 子どもたちの興味・関心を引き出し、主体的に学習に取り組める授業を展開しています。
- 子どもたち一人ひとりの個性を的確に捉え、意欲的に学校生活を送れるよう支援しています。
- 様々な課題に的確で効果的に対応できるように、すべての教員が組織の一員として学校運営に積極的に参画しています。
- 保護者や地域住民と積極的に連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりが進められています。

#### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

学習指導要領の確実な実施、複雑化・多様化している教育課題などへの対応が求められる学校教育において、教育の直接の担い手である教員の果たす役割は極めて重要です。

近年の教員の大量退職・大量採用等により、教員の年齢構成や経験年数にアンバランスが生じており、これまでの学校教育の蓄積が、ベテラン教員から若手教員へと継承されにくい状況があります。

本市においては、教員の年齢構成について、平成26年度と比べて令和元年度は、31歳～35歳、36歳～40歳、41歳～45歳の年齢区分で小・中学校の教員がともに増えている状況であり、全体に占める中堅教員数の割合が比較的高い状況にあるため、若手教員への育成に当たっては、ベテラン教員とともに中堅教員を活用して、学習指導や児童・生徒指導の技術、保護者・地域との関わり方などを伝承していく必要があります。

市教育委員会では、新規採用1年目から3年目の教員を対象に若手教員育成研修を実施しています。喫緊の教育課題を踏まえながら、意義のある研修となるよう内容の充実に努めています。また、毎回、実施後に受講者へアンケートをとり、ニーズに合った内容の提供ができるよう改善を図っています。

各学校では、ベテラン教員と若手教員をペアにして互いに授業観察を行う、また、ミニ研修会を開催して互いの専門性をいかしたOJTを意図的に推進するなどの対応をしています。

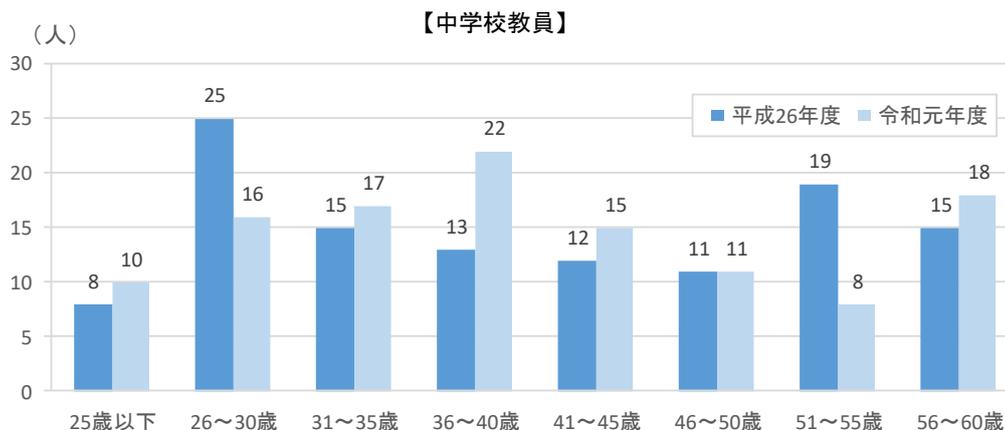
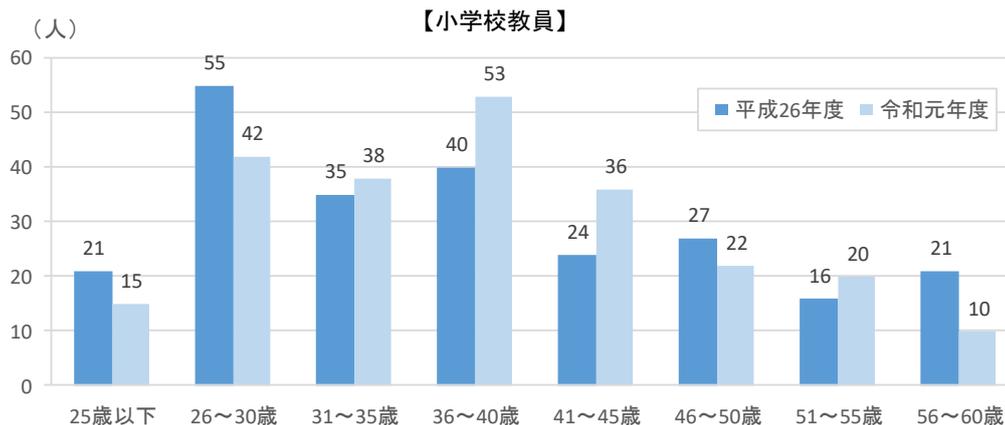
今後も、市教育委員会と学校が協力して意図的・計画的に研修を行い、教員それぞれの経験や職層に応じた資質・能力を育成することが必要です。

また、本市の教員の勤務状況について、平成30年6月に市教育委員会が実施した「教員勤務実態調査」の結果によると、小学校の副校長は週の在校等時間が60時間以上となっており、中学校の副校長をはじめ、小学校の校長、小・中学校の教諭は、60時間に近い数値となっています。この調査結果を基に、平成31年1月に『国分寺市立学校における働き方

改革推進プラン』を策定し、教員の長時間労働の改善に向けた取組を進めてきました。現在、国からは新たに「1か月の定時外在校等時間が45時間」との上限の目安が示されています。これを週の在校等時間にすると50時間程度となり、本市の教員においても、さらに取組の推進が求められることとなります。

教員が授業改善のための時間や児童・生徒一人ひとりと向き合う時間などを十分に確保することができるように、教員の業務負担の軽減を図り、質の高い学校教育を持続可能なものとする必要があります。

### 市立小・中学校の教員の年齢構成



※人数は、『国分寺市の教育』に掲載している「教職員数一覧（令和元年5月1日基準日）」の教諭（教諭・主任・主幹・指導）及び養護教諭（教諭・主任・主幹）としています。

※年齢は、上記該当者の令和2年3月31日現在としています。

資料：市教育委員会

### 国分寺市立学校教員勤務実態調査結果

【教員の1週当たりの在校時間】（調査期間：平成30年6月）

	小学校		中学校	
	国分寺市	東京都	国分寺市	東京都
校長	58:19	55:59	50:13	58:42
副校長	62:07	68:33	59:39	65:54
教諭	57:22	58:33	57:34	64:35
養護教諭	51:08	47:45	44:21	54:50

資料：市教育委員会『国分寺市立学校における働き方改革推進プラン』（平成31年1月）

## 取組の柱1 授業力の向上

急速な社会の変化に主体的に向き合い、他者と協働して、物事を解決しようとする資質・能力を子どもたちに身に付けさせるため、教員は、研究と修養に努めるとともに、PDCA サイクルを活用した授業改善に取り組みます。具体的には、各学校の校内研究の充実を図るとともに、多様な研究活動による成果を市全体で共有していきます。

さらに、積極的に授業を公開し、授業改善にいかしていきます。

### 【主要施策】

#### (1) 校内研究・研修の充実

各校の研究テーマに基づき、授業を通して教員同士が学び合い、協議する中で、管理職や講師の助言を受けながら授業力を向上していきます。また、通常の授業を教員同士が参観して意見交換を行うことや、放課後等に短時間の研修会を開催することにより、指導技術や指導法を日常的に学び合っていきます。

さらに、国や都、市の研究指定校等を積極的に活用し、教材開発の仕方や多様な指導法を学ぶ機会を意図的に設定することで、授業力の向上を図るとともに、その成果を市内外に広く還元していきます。

#### (2) 授業公開の推進

道徳授業地区公開講座や学校公開日等の機会に、保護者や地域住民へ授業を積極的に公開することを通して、客観的な立場からの評価を受け、PDCA サイクルを活用して授業改善に努めていきます。

#### (3) 多様な研究活動の推進

市教育研究会等における授業研究を通して、実践的指導力の向上を図ります。特に、教員の専門性を高めるため、教科特有の指導法や新たな教育課題への対応等、多様な研究活動への積極的な参加を促していきます。



校内研修会

## 取組の柱2 生活指導力の向上

教員は、いじめに関わる問題や不登校児童・生徒への対応等に丁寧に取り組むため、教員同士や関係機関等との情報共有や行動連携を図りながら、子どもたちの個性や状況を的確に把握することに努めていきます。また、子どもや保護者の思いに寄り添いながら、健やかな成長に必要な指導・助言又は支援を行うとともに、学校行事等を活用して、子どもたちの主体性の向上を図ることのできる教員の育成に取り組みます。

### 【主要施策】

#### (1) 情報共有と行動連携の充実

児童・生徒の生活指導上の問題点を把握・分析し、適切に組織的対応を図るため、小・中学校の生活指導主任が定期的集まり、情報交換と指導の手立てを検討します。

また、警察や児童相談所等の関係機関及び民生委員・児童委員等の地域住民との連携した対応を図るため、学校サポートチームを効果的に活用していきます。

#### (2) 児童・生徒理解の充実、深化

いじめや不登校をはじめとする児童・生徒の諸問題の解決に資するため、担任を中心として、組織的に児童・生徒一人ひとりの状況の把握に努めていきます。また、必要に応じて校内委員会で共有を図り、支援策を検討するなど、児童・生徒及び保護者の思いに寄り添った丁寧な対応が図れるよう、組織的な対応を心がけていきます。

#### (3) 学校行事や児童会・生徒会活動の活性化

児童・生徒が、より良い人間関係を形成し、集団や社会に参画しながら、様々な問題を主体的に解決しようとする力や自己の生活をより良く改善しようとする力を身に付けることができるよう、学校行事や児童会・生徒会活動等の内容を工夫していきます。

また、児童会・生徒会フォーラムを活用し、いじめ防止に係る各校の児童会・生徒会活動の取組を充実させていきます。



生徒会活動「ビブリオバトル」

### 取組の柱3 組織運営力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが組織の一員としての意識を持ち、積極的に学校運営に参画していくことが必要であるため、学校では、OJTを一層推進し、組織対応の重要性について共通理解を図るとともに、学校評価をいかした組織の見直しを行います。

また、この見直しに合わせ、教員の働き方改革に向けた取組も推進していきます。

#### 【主要施策】

##### (1) 働き方改革に向けた取組の推進

組織運営の体制を充実させるため、平成31年1月に策定した『国分寺市立学校における働き方改革推進プラン』に基づき、①在校時間の適切な把握と意識改革の推進、②教員業務の見直しと業務改善の推進、③学校を支える人員体制の確保、④部活動の負担の軽減、⑤ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備の5点の柱に沿って、具体的な取組を推進していきます。

##### (2) 学校評価の充実

保護者や地域住民による評価及び児童・生徒による評価等、客観的なデータに基づいた学校評価を実施するとともに、PDCAサイクルを活用した学校改善を図っていきます。

##### (3) OJTの一層の推進

主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の持つ指導技術や生活指導力などを若手教員に確実に継承し、学校が組織として機能するように、主任教諭と若手教員をペアにして年間を通して育成を図るなど、校内におけるOJTの実施方法等を一層工夫していきます。



働き方改革「部活動指導員による指導」

## 取組の柱4 外部折衝力の向上

子どもたちがその地域に愛着や誇りを持てるように、学校は保護者や地域と連携し、教育活動に積極的に地域資源を活用していきます。そのために、教員は地域行事へ積極的に参加して地域住民との関係を深め、地域住民が学習活動へ参画できるよう企画・提案をしていきます。連携の推進役としての教員の力量をさらに高めることで、特色ある学校づくりをより充実させていきます。

### 【主要施策】

#### (1) 地域行事等への積極的参加の奨励

授業をはじめとする教育活動に地域資源をいかし、児童・生徒に関わる諸問題の解決に向けて保護者・地域住民と連携するために、教員の地域行事等への積極的な参加を奨励し、保護者・地域住民との関係を深めていきます。

#### (2) 授業や体験活動等における外部人材との連携の強化

教科指導等で地域人材などの協力を得た効果的な授業展開を企画・実施できるよう、事前の打合せの工夫や、事後の振り返りを共有して、連携の強化を図っていきます。



外部講師とのチームティーチング

## II-2 開かれた学校づくりを進めます

### 国分寺市の 目指す姿

○学校と家庭・地域が連携し、地域とともに子どもたちを育てていく学校になっています。

#### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

近年、少子高齢化、都市化の進行、家族形態の変容、個々の価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、地域のつながりや支え合いが希薄化し、「地域の学校」、「地域で子どもを育てる」という考え方が失われてきているとの指摘があります。学校においては、学習指導要領への対応や複雑化・多様化している教育課題への対応などが新たに求められる中、教員だけで幅広い業務を担い続けることが難しくなっています。こうした中で、これからの未来社会の担い手となる子どもたちの健やかな成長を支えていくためには、学校と家庭、地域がこれまで以上に連携・協力していくことが不可欠です。

国においては、平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、コミュニティ・スクールの導入が努力義務化されました。また、平成29年3月に改訂された学習指導要領では、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。

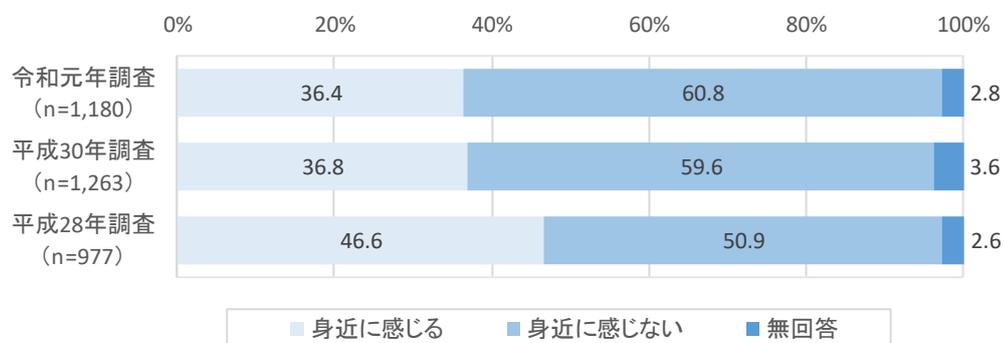
本市では、コミュニティ・スクール協議会を設置したコミュニティ・スクールを、小学校3校に導入しています（令和元年度末現在）。それ以外の市立小・中学校には学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民の学校運営への参画を進めてきました。また、日々の教育活動については、学校公開や学校ブログ等を活用して保護者や地域住民にその様子を伝えるなど、開かれた学校づくりに取り組んできました。

18歳以上の市民3,000人を世代ごとに6つの区分（①10・20歳代～⑥70歳以上）で無作為抽出した国分寺市市民アンケート調査では、地域の小・中学校を身近に感じている市民は平成28年調査では4割台半ば、平成30年調査と令和元年調査では3割台半ばという結果になっています。

地域に開かれた学校づくりをさらに進めていく上では、小・中学校9年間を見通した地域との連携の在り方、保護者・地域人材の更なる学校運営への参画、多様な情報発信が課題となっています。

今後も、学校が家庭、地域と教育目標を共有し、その理解・協力を得ながら、地域全体で子どもたちの成長を支える学校づくりを進める必要があります。

### 小・中学校の身近さ



資料：国分寺市市民アンケート調査



小・中連携教育「中学校教員による出前授業」



## 取組の柱1 家庭・地域との連携の推進

「社会に開かれた教育課程」を目指し、家庭・地域との共通理解を深めるため、各学校の教育活動の意義や意図をわかりやすく家庭・地域に示していきます。また、保護者や地域住民が積極的に学校運営や学習活動に参画できる環境や仕組みの整備にも取り組んでいきます。

### 【主要施策】

#### (1) 地域の特色をいかした小・中連携教育の推進

家庭・地域との連携を一層推進するため、中学校区における9年間を見通した地域資源の活用や地域人材との連携を進めます。これまでも実施してきた小・中連携教育に、地域の特色をいかした取組の視点を加え、中学校区全体で、地域との連携を強化していきます。

#### (2) コミュニティ・スクール協議会、学校運営協議会の活性化

地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するために、保護者及び地域住民の学校運営への参画を推進します。そのために、コミュニティ・スクール協議会や学校運営協議会の活性化に努めるとともに、地域との合意が図れた学校から順次、コミュニティ・スクールの導入を進めていきます。

#### (3) 学校情報の発信の充実

日常の教育活動の様子等に加えて、その意義や意図について、保護者や地域住民に知ってもらうために、学校だよりやSNS等を活用して定期的に発信していきます。

また、緊急時の連絡事項については、メールや緊急連絡網等を活用しながら、正確で迅速な情報発信に努めていきます。



小・中連携教育「小・中合同の挨拶運動」

## II-3 学校環境を整えます

### 国分寺市の 目指す姿

- 子どもたちは、快適な教育環境の中で、学習への興味・関心を高め、意欲的に学んでいます。
- 身の回りの犯罪や災害、食などに対する安全が守られ、子どもたちは安心して学校生活を送っています。

### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

学校施設は、子どもたちの学習の場・生活の場として、安全かつ快適に過ごせる環境の確保が不可欠です。また、学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、地域コミュニティの拠点であるとともに、災害時には避難所としての重要な役割を担っており、その耐震化や防災機能の強化が求められます。

他方、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた ICT の活用や、校務の ICT 化による教員の業務負担軽減などを図るために、ICT 環境の整備の充実が求められています。

本市においては、築 40 年を越える学校施設が約 9 割を占めています。学校施設の耐震補強工事については平成 20 年度にすべて完了し、非構造部材への対応も平成 27 年度には完了し、安全性は確保されていますが、これからの学校施設には、教育内容の変化や教育の情報化などへの対応も求められています。また、現在も児童・生徒数の増加が続いており、普通教室確保のために増築棟を建設して対応している状況もあります。さらに、市内の学校施設とその他の公共施設が一斉に更新時期を迎えると多額の費用が必要となることから、修繕・更新コストの縮減と平準化が大きな課題となっています。

ICT 環境については、学習系システムでは、児童・生徒用のパソコンを可動式 PC 端末（タブレット型）に全校入れ替え、小学校の普通教室ではパソコンを使用した授業が行えるよう環境整備を行うとともに各普通教室へプロジェクター 1 台を配備しました。また、校務系システムでは、学習系システムと同様に可動式 PC 端末（タブレット型）へ更新するとともに、IC カードによる二要素認証システムの実装に伴い、情報セキュリティの強化を実現しています。今後は、令和元年度に策定した『国分寺市学校施設長寿命化計画』や『国分寺市学校教育 ICT 環境整備計画』に基づき、安全な教育環境を整備していくことが必要です。

また、学校で子どもたちが安心して学習活動を行うためには、学校内はもとより登下校時を含めた子どもたちの安全が守られていなければいけません。

本市では、交通安全や防犯対策として、PTA 等の保護者、学校、市、警察などの関係機関

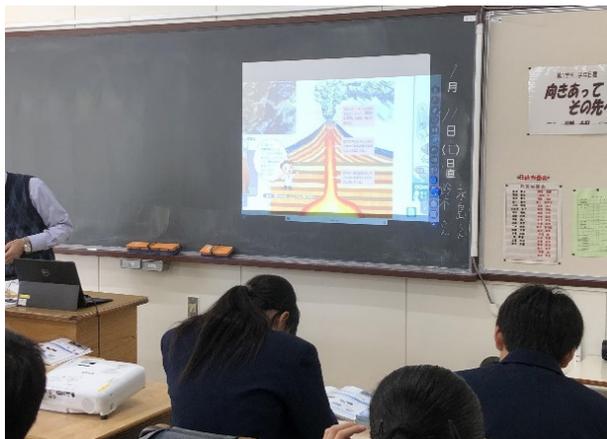
が一堂に介して通学路点検を行うとともに、防犯カメラの設置及び運用を行っています。通学路等に係る防犯カメラの設置合計台数は、令和元年度末時点で 85 台となる予定です。また、子ども自身が身近な危険を回避できるように、様々な事態を想定しながら防災訓練や交通安全指導を工夫して取り組んでいます。

交通事故や犯罪被害、自然災害などの様々な安全上の課題に対応するために、地域全体で子どもたちの安全を確保する環境を整備することが必要です。

その他、学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。

本市においては、小学校では自校式による給食を提供し、中学校では弁当併用外注方式により給食を提供しています。

学校給食を通じて栄養バランスの取れた食事を子どもたちに提供するとともに、食品の安全確保や食物アレルギー事故防止などの徹底を図り、今後も安全な給食の提供に努めていくことが必要です。



デジタル教科書の活用



学校体育館空調設備



## 取組の柱 1 施設整備の推進

子どもたちが安心して快適に学校生活を送れるように、令和元年度に策定した『国分寺市学校施設長寿命化計画』に基づき、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、適切な改修及び改築を進めます。

また、子どもたちの学習に対する意欲や興味・関心を高めるとともに、学校における働き方改革の推進に向けて、ICT環境の整備を更に進めます。

### 【主要施策】

#### (1) 『学校施設長寿命化計画』の推進

安全で良好な学習環境の整備のために、学校施設の実態を把握するとともに、令和元年度に策定した『国分寺市学校施設長寿命化計画』に基づき、計画的な改修等を行います。

#### (2) 快適な学校生活に向けた施設の整備

学校トイレの洋式化等の改修工事については、これまでに実施した小・中学校と合わせて、全校での改修工事を完了させます。

また、学校体育館空調設備の設置や照明のLED化など、快適な学校生活に向けた学校施設の整備を進めていきます。

#### (3) ICT環境整備の充実

子どもたちが意欲的に学ぶための学習環境づくりや教員の授業改善及び業務改善に向けて、『国分寺市学校教育ICT環境整備計画』や『国分寺市立学校における働き方改革推進プラン』に基づき、デジタル教科書等のソフトウェアを含めたICTの環境整備を進めていきます。



改修後の学校トイレ

## 取組の柱2 安全・安心な環境の充実

子どもたちが安全・安心な環境の中で学校生活が送れるように、自ら学ぶ機会を確保し、地域や保護者、警察、消防署等と連携し、通学路等の安全確保に努めます。

学校給食においても、無添加食品や地場産野菜等を使用するとともに、食物アレルギー対応ではマニュアル等を活用しながら、事故の発生を防ぎます。

### 【主要施策】

#### (1) 地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実

学校では、保護者、地域の防災会、消防署等と連携して防災訓練を行うなど、子どもたちが自ら身を守ることができるよう、安全指導を行うとともに、保護者等と速やかな情報共有ができるよう努めます。

また、警察や保護者、市長部局と連携した通学路の交通危険箇所の点検、通学路等を撮影する防犯カメラの運用、保護者や地域住民も参加する学校安全連絡会での情報連携等により、子どもたちが事件、事故、災害等に巻き込まれることがないように、市全体で子どもたちの安全を確保します。

#### (2) 質の高い学校給食の推進

安全・安心な給食が提供できるよう、無添加食品を使用した手作りの給食を提供するとともに、アレルギー対応を徹底します。

また、献立の改善や給食指導、調理の工夫等を行い、給食残菜の減少を目指すとともに、地域の特性をいかした食文化を理解するため、農家と連携し少しでも多くの地場産野菜を使用します。

小学校においては、自校式による円滑で効率・効果的な運営のために、調理業務の委託化を進めます。



オリンピック・パラリンピック給食  
「ベトナム料理 ホストタウン登録記念」

## 施策の方向性Ⅲ 社会全体の教育力の向上

### Ⅲ-1 誰もがいつでも学べる学習機会を充実させます

#### 国分寺市の 目指す姿

- 市民の多様なニーズに対応した学習機会が提供され、市民一人ひとりの学びが保障されています。
- 社会教育施設が地域の学習拠点となり、市民の自主的・主体的な学習活動が活発に行われています。
- 学習や活動に必要な情報が提供され、市民一人ひとりがいつでも学び、集い、活動できる環境が整備されています。

#### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

「人生 100 年時代」の到来や「超スマート社会 (Society5.0)」の実現に向けて、社会が大きく変わろうとしています。このような時代において、一人ひとりの市民が豊かに生きていくためには、生涯を通じて学び、自らの能力を維持向上し続けることが求められます。

本市では、誰もがいつでも学べるように、中学校区ごとに公民館・図書館を整備し、市民の学習・活動を支援してきました。

公民館においては、市民主体・市民参加を基本理念に市民の学習権を保障し、公民館運営を行ってきました。地域の学習・文化活動の拠点として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に応じた様々な講座等の学習機会を提供しており、その実施方法も「講義型」、「ワークショップ型」、「体験型」など様々な手法で実施しています。公民館主催事業の延べ参加者数を見ると、平成 28 年度以降 3 万人を超えています。一方で、サードエイジ世代（定年退職者・50 歳以上の女性）などの参加が少ないことが課題となっています。

また、市民の自主的活動が円滑に進むよう、自主グループの学習・活動の支援にも取り組んできました。講座の参加者が継続して活動する「自主グループ化」を積極的に推奨しており、支援するために活動場所の提供などを行ってきました。公民館施設の利用団体数を見ると、平成 30 年度の実績で 1,968 団体となっており、施設利用率は 63.4%となっています。

更に利用者を増やすためには、参加が少ない利用者層のニーズに応えた情報発信や魅力的な講座を開催するとともに、グループ活動公開事業等により、新たな参加者を募るなど、グループ活動の活性化を図る取組が必要になります。

障害者に対する学習支援では、知的障害のある人が主体的に生きる力を身に付け、地域で仲間づくりをする「くぬぎ教室」を昭和 51 年から本多公民館の事業として始めており、本多公民館と並木公民館の 2 館で活動しています（令和元年度末現在）。

図書館においては、市民の身近にあって、市民の知る権利と学びの権利を保障し、子どもたちの読書の喜びを支え、市民の居場所や安らぎの空間となるよう図書館運営に努めてきま

した。市民のニーズに対応できる地域の情報拠点としての役割の強化が求められる中、平成30年度から市民サービスコーナー（cocobunji プラザ，国立駅前）において、本の予約，受取，返却サービスを開始しました。令和元年度には図書館の一部において、提案型協働事業による託児サービスを開始し、子育て中の親が図書館でゆっくり本を読む時間をつくれるようにするなど、利便性の向上に取り組んできました。

また、ホームページの充実を図るとともに、スマートフォンなどのデジタル機器にも対応したシステムを構築し、手軽に資料検索や予約ができるようになりました。さらに、障害者用資料のデジタル化を促進するとともに、地域資料や行政資料のデジタル化についての研究を進めるなど、環境の変化に対応した情報提供を進めてきました。

しかし、図書館の貸出冊数を見ると、年々減少傾向にあります。これは、ここ数年のネット社会の進展による活字離れの影響や、忙しくて本を読む時間がないことなどが要因の一つとも言われていますが、その要因を探り、貸出冊数を増やすための取組が必要になります。

このため、市民の多様な生活スタイルなどを踏まえ、より効率的・効果的なサービス提供に結びつく取組が行えるよう、より身近で利用しやすい図書館運営を行うとともに、市民一人ひとりのニーズに応じたきめ細かなサービスを行っていく必要があります。

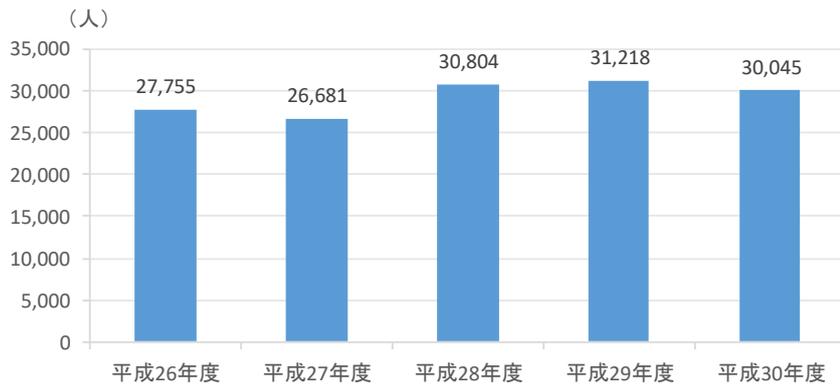
その他、社会教育事業としては、小学生を対象としたわんぱく学校などの体験事業を実施しています。この事業では自然に親しみ、地域で活動し、地域への愛着を育み、将来地域のリーダーとして活躍できるよう事業を進めてきました。また、大人版「宇宙の学校」事業等の大人を対象とした学習機会を通じて、大人が学んだことを子どもに伝え、ともに学ぶことができる事業等も実施しています。

今後は、子どもから高齢者まであらゆる世代がともに学び合い、学び続けられる環境を充実させていくことが必要です。



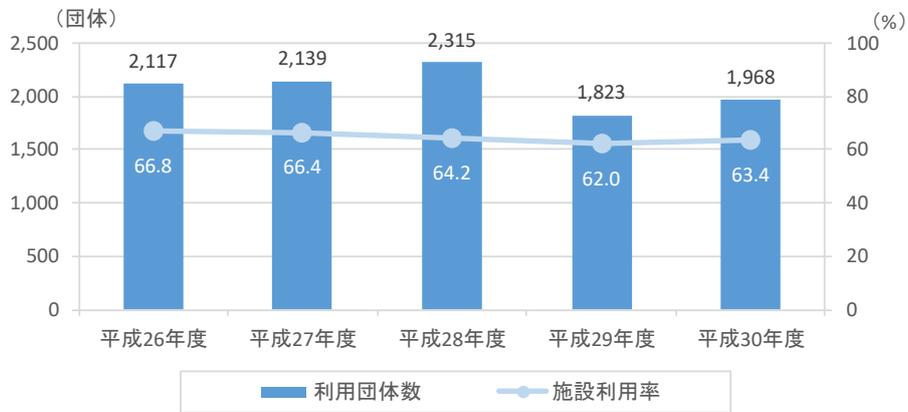
わんぱく学校「飯山市の小学生との交流キャンプファイヤー」

### 公民館主催事業の延べ参加者数



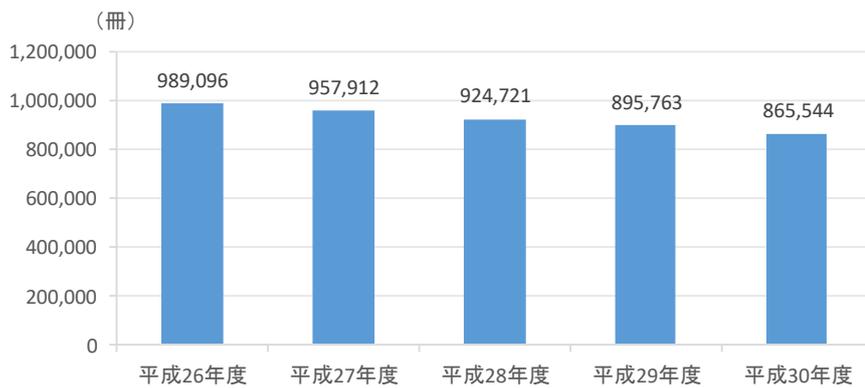
資料：市教育委員会

### 公民館の利用状況



資料：市教育委員会

### 図書館の貸出冊数



資料：市教育委員会



## 取組の柱1 多様な学びの提供

子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応するほか、障害のある方、子育て中の方、母国語が日本語でない方など、すべての市民が地域の中で学ぶことができる環境を整備します。

また、地域における課題解決に向けた学習環境の整備や、郷土を知るための学びの提供を図ります。学習以外にも体験から得られる学びのために、自然体験や様々な活動の場を提供します。

### 【主要施策】

#### (1) 多様な学習機会・支援の充実

大人版「宇宙の学校」事業や公民館の異世代交流事業をはじめ、幅広い年齢層の市民が参加できるよう様々な学習機会を提供します。

図書館では、市民への学習支援を積極的に進めるため、多分野にわたる資料収集と保存をしていくとともに、データベースを通じた情報提供を図ります。

また、子育て中の親には学習が促進されるよう託児サービスを行うとともに、すべての市民が地域の中でともに学び参加することができるよう環境の整備を進めます。

#### (2) 地域の課題等の解決に向けた学習の充実

公民館では、地域の社会問題をはじめ、人権、平和、多文化共生等に係る社会全体の問題等も含め、様々なテーマの講座やワークショップを開催し、地域住民・関係者とともに、考え・解決するための機会を提供します。

図書館では、地域課題の研究や解決につながるよう、地域資料や郷土資料の永続的収集及び体系的に情報を整理するなど、情報提供に努めます。

#### (3) 体験学習の推進

わんぱく学校等の体験学習は仲間との交流を通して、自然や文化などに親しみ感受性を豊かにし、互いに思いやり協力するなどの人間性を育みます。また、市内外での体験学習を通じて、子どもたちのふるさと国分寺に対する思いを募らせ、郷土を愛する心を育みます。

公民館では、地域の特性をいかした農業体験講座など、自然体験をはじめ様々な体験学習の場を提供します。



異世代交流事業「琴を楽しむ」

## 取組の柱2 自主的な学びの支援

誰もがいつでも自主的に学習し、ともに育ち合うことができるように、学習や活動を支援します。

また、ホームページ等により、講座、グループ活動、人材バンク登録等の情報の提供を図り、新たな人的資源の活用及び自主グループの支援を推進します。その他、グループとの協働事業や、講演会・講習会を通して、市民がつながる学ぶ場の拡充を進めます。

### 【主要施策】

#### (1) 自主グループ活動支援の推進

公民館では、活動場所の提供やグループ活動に必要な備品の貸出し等の様々な環境を整備し、グループの学びや活動の機会を保障し、自主的な学習・文化活動を支援します。

図書館では、家庭文庫、地域文庫及びおはなしグループの活動を支援し、そのグループの講座や講演会、おはなし会などを通して、読書に触れる機会を提供します。

#### (2) 情報の提供と活用の推進

文化、芸術、教養等の知識や技能を持つ講師等の情報をデータベース化し、市民が学びたい分野の情報を紹介することにより、地域における様々な学習活動を支援します。

図書館では、子どもから高齢者まで誰もが容易に必要な情報を入手できるよう、工夫して情報発信及び提供を行っていきます。また、利用者の調査・研究に必要な資料をそろえ、都立多摩図書館等と連携を深め、市民に必要な情報を提供します。障害者支援については、必要なデジタル資料（デジジー）を作成し提供していくとともに、対面朗読サービスによる情報提供を図ります。

#### (3) とともに学ぶ機会の拡充

公民館では、公民館と自主グループとの共催の「グループ企画事業」や自主グループの日常活動を紹介する「グループ活動公開事業」を通じ、参加者に活動の場を提供するとともに、新たな参加者を募り、グループの活性化と市民や自主グループ間の交流を図ります。

図書館では、児童文学講座や読み聞かせ講習会などを通して、人と人が出会い学ぶ場の拡充を進めます。



お話グループ講演会

## 取組の柱3 学習環境の整備

高度情報化社会への対応や、学習、活動の場、市内開催の事業等の必要な情報を市民に届けることができるようにするため、情報の発信及び収集の環境整備に努めるとともに、人と人とのつながりを持てる地域の拠点としても環境整備を行います。

### 【主要施策】

#### (1) 学習や活動に関する情報発信の拡充

子どもから高齢者まであらゆる世代に学習や活動に関する情報を提供します。市民の学ぶ意欲を喚起するため、従来からの紙媒体による情報提供に加えて、SNS等を通じた配信など、新たなデジタル機器に対応した学習情報の提供により情報量の充実と利便性の向上を図ります。

また、学習情報については、市民に情報格差が生じないように、より効果的に届けられるよう関係団体等と連携をして、積極的に情報発信を図ります。

#### (2) 持続可能な学習環境の充実

誰もがいつでも自由に利用できる学習スペースを確保するとともに、子どもから高齢者に至るまで持続した学習機会の提供と学習内容の充実を図ります。

また、市民が安心して学習活動に取り組めるよう設備等の安全化を図るとともに、良好な学習環境となるよう整備を進めます。

特に障害者や高齢者には、快適に学習が進められるようバリアフリー化など設備面での配慮をしていきます。

#### (3) ICTを活用した環境整備の推進

公民館など市の施設においては、平成29年6月より公共施設予約システムを導入し、市民が施設の空き状況の確認や予約が容易にできるようになり利便性が向上しましたが、更なる利便性の向上を図るために検討を進めます。

図書館においては、図書館ホームページに開設したデジタル博物館について、市の文化財の情報をより一層充実させるとともに、国立国会図書館の専用端末を設け、所蔵図書の閲覧や資料を複写できるようにします。

また、市民が情報収集を効果的に行うため、図書館システムの検索機能の充実や社会教育施設において無線LANなどの環境整備を進めます。

## Ⅲ－２ 地域における学びの循環を推進します

### 国分寺市の 目指す姿

- 学校、家庭及び地域が相互に連携し、子どもから大人まで学び・育ち合う地域が形成されています。
- 市民の学習成果が地域に還元されることに伴い、人と人とのつながりが強まり、地域コミュニティが活性化されるとともに、地域活動の担い手が育っています。

### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

近年、少子高齢化、都市化、国際化の進展、家族形態の変容や就労形態の多様化などが進む中で、社会的に孤立しがちな若者や高齢者、子どもの貧困や児童虐待、外国人の家族や子どもへの対応など、様々な課題が地域の中で顕在化してきていると言われていています。他方で、地球規模の環境悪化を背景に、地震、洪水、台風、竜巻などの自然災害の甚大化が地域の安全・安心な暮らしを脅かすようになってきています。

こうした課題を解決するためには、改めて地域における課題を学び、住民同士のつながりを強めていくことが期待されます。本市の社会教育は、これまで学校・家庭・地域と連携して地域の教育力の向上を図ってきました。大学と連携した市民大学講座は年々受講者数が増加しており、地域で学び合う機会を創出しています。また、地域団体との協働による「地域事業」、子どもから大人までが交流し参加する「異世代交流事業」などの実施を通じて、学校・家庭・地域の「横」の連携から、子どもから高齢者までの異年齢の交流となる「縦」の連携へと地域のつながりを発展させてきました。

そして、学んだ知識や経験を地域でいかす機会を創出するために、地域還元講座など市民が講師となりその学びを地域に広げる取組や、公民館まつりなどの交流の場を通じて日頃の市民の学習成果を広く発表することのできる機会を提供してきました。また、公民館事業運

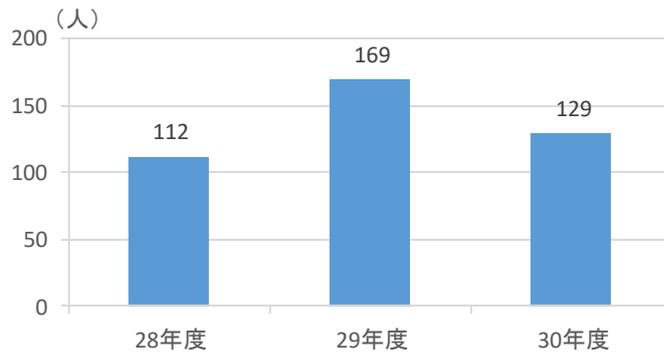


公民館まつり

営スタッフ制度，図書館ボランティア制度などを導入し，市民が地域の学びを支える仕組みづくりにも取り組んできました。その他，青少年地域リーダー講習会やプレイリーダー講習会などを開催し，地域のリーダーとなる人材の育成にも取り組んできました。

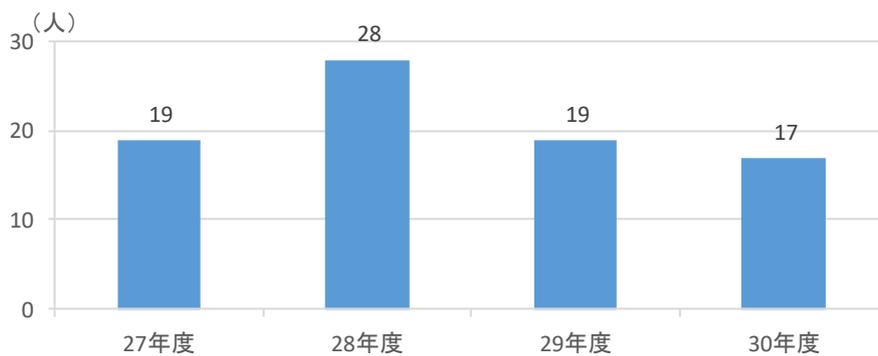
一方で，活動する市民層の固定化，高齢化による地域活動の担い手不足などが指摘されているため，子どもや若い世代の参加を促す地域交流などを工夫し，次の世代へと発展的に継承していけるように，取組を進めていく必要があります。

公民館事業運営スタッフ登録者数



資料：市教育委員会

図書館ボランティアの登録者数



資料：市教育委員会



市民大学講座開講式



## 取組の柱1 学校・家庭・地域との連携

学校や社会教育施設が家庭・地域と連携を図り、市民と行政の協働による事業や市民とのつながりを深める事業を行うことにより、子どもから大人まで相互に学び・育ち合うことができる、地域の特徴をいかした持続可能な地域づくりを推進します。

### 【主要施策】

#### (1) 地域で学び合う機会の創出

市内及び周辺の学校や大学等と連携し、地域の特徴をいかした公民館学習支援事業ジュニアサロンなど多様な学習機会を提供します。また、生涯を通じて自主的に学べるような市民大学講座など、学びたい学習環境が選べるよう、多様な学習ニーズに応じていきます。

家庭との連携については、学びを通して地域活動の活性化を図るため、学習講座を公民館とPTA 連合会等が連携して進めます。

#### (2) 交流活動・協働事業の推進

社会教育施設として公民館・図書館では、学習機会の充実及び地域の課題解決を図るため、市民やNPO、企業、学校と連携し、協働事業を進めます。地域で活躍するボランティア同士の交流や地域会議など、地域の特徴をいかした学習活動を効果的・効率的に推進します。

#### (3) 学校施設を活用した地域づくりの推進

市立小学校の施設を活用し、地域の協力を得て、放課後子どもプランなどを通して、安全・安心な居場所で様々な体験をする機会を設けます。

また、学校施設を活用し、次世代の地域の担い手である子どもや若者が大人と一緒に学習することにより、学習活動を通して地域の人と人がつながる、異世代交流を図る事業を進めます。



放課後子どもプラン「走り方教室」

## 取組の柱2 学びをいかす機会の創出

市民が学習した成果を発表する機会をつくり、その学びが社会から認められ生きがいを感じられるように支援していきます。そして、市民の学習成果が地域に還元され、互いに学ぶことができる、循環型の学習環境の整備を進めます。

また、コミュニティの活性化を図るために、自ら学び考え行動する、地域活動を担う市民の育成を目指します。

### 【主要施策】

#### (1) 学習成果の活用

市民の学習活動の成果を広く発表する場を公民館や図書館に設け、自らの学習活動が多くの人の目に触れ、社会から認められることで生きがいを感じられる機会の拡充を図ります。

市民が学んだ成果や技能が地域で共有化され、さらに学習活動の充実が図られるよう、「地域還元講座」などを実施します。また、公民館地域づくり講座などを実施し、学んだことを地域の学習活動に還元する仕組みづくりを進めます。

#### (2) 地域活動の担い手の育成

市民の学習活動がさらに発展し活性化することを目指し、学習力の向上と市民の力がともに発揮できるように、子どもから大人まで地域で活躍するリーダーや指導者など、地域活動の担い手となる人材の発掘と育成を進めます。

公民館では、障害者の学習を継続的に支援するスタッフ等を養成するために、「障害者支援ボランティア養成講座」を実施します。



青少年地域リーダー講習会でのボランティア活動  
「青少年北地区委員会どんどこ焼き」

## 施策の方向性IV 歴史遺産をいかした学びの推進

### IV-1 文化財に対する理解を深めます

#### 国分寺市の 目指す姿

- 市民が、様々な機会に文化財に触れ、親しみ、理解を深めています。
- 市民自らがボランティアとして、文化財の保護・普及活動に取り組んでいます。

#### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

文化財は、これまでの長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

市内には、国指定史跡である武蔵国分寺跡や東山道武蔵路跡をはじめ、国指定名勝「殿ヶ谷戸庭園」、東京都指定名勝「真姿の池湧水群」などに代表される様々な文化財があります。

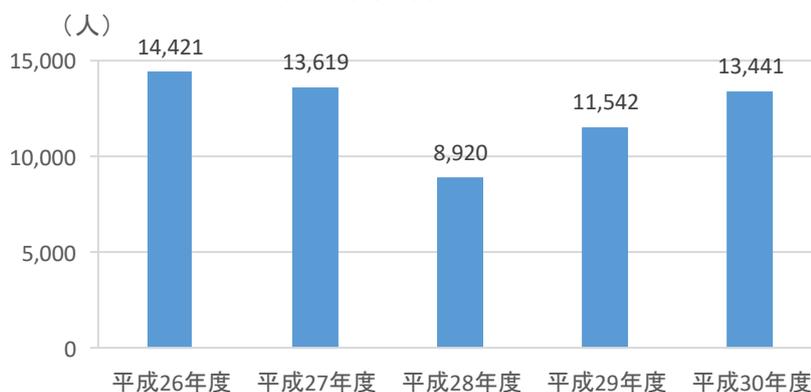
本市では、これら貴重な文化財に触れる機会を市民に積極的に提供するとともに、国分寺の歴史の魅力を市内外へ発信するなど、文化財普及にも力を入れてきました。

武蔵国分寺跡資料館の入館者の状況を見ると増加傾向にあります。現在の分散している文化財展示施設の解消や展示スペースを確保することが求められています。

子どもたちに対しては、地域への誇りや郷土愛を持つきっかけとなるよう、学校教育における文化財活用を進めていますが、史跡等を活用した校外学習を実施している市内小・中学校は11校となっています（令和元年度末現在）。

引き続き市の歴史や文化財の魅力や価値をわかりやすく市民に伝え、理解を深めてもらえるような機会を一層充実していく必要があります。

武蔵国分寺跡資料館の入館者数



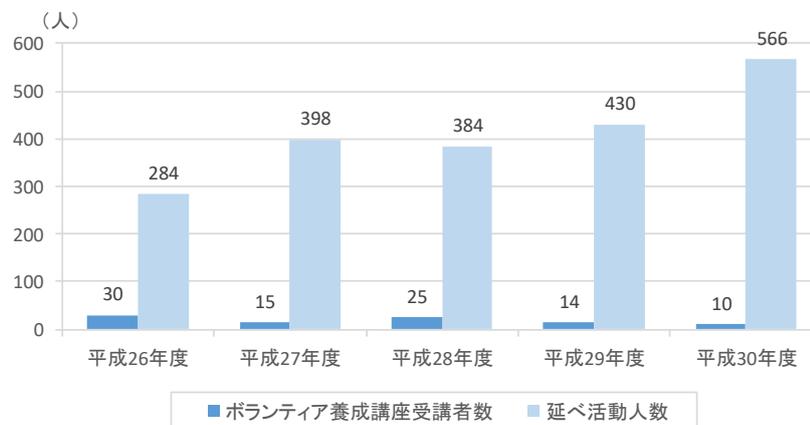
資料：市教育委員会

また、市と市民が協働して文化財保護を推進するため、「ふるさと文化財愛護ボランティア」を養成し、その活動を支援するなど、市民が文化財の保護や普及等に自主的に参加できる環境を整備してきました。

最近の「ふるさと文化財愛護ボランティア」の養成講座やボランティアの活動状況を見ると、平成30年度では養成講座の受講者数は10人、ボランティアの延べ活動人数は566人となっています。ボランティアの延べ活動人数は増加傾向ですが、今後更なる文化財の保護・普及を図るために、市民がボランティアを行いやすい環境を整備し、ボランティアの活動人数を増やしていく必要があります。

今後も文化財の保護や普及等に貢献したいという思いを持った市民に対して、ボランティア活動を支援する取組を拡充していくことが必要です。

ふるさと文化財愛護ボランティア（ボランティア養成講座受講者数、延べ活動人数）



資料：市教育委員会



武蔵国分寺跡資料館（内観）



## 取組の柱1 文化財普及事業の推進

市民の文化財愛護に対する気持ちが育まれ、国分寺に住んでいることへの誇りと郷土愛を持つきっかけとなるよう、市の歴史や文化財に触れる機会の充実を図るとともに、市の歴史に関する様々な情報を積極的に提供していきます。

また、子どもの頃から市の歴史や文化財に触れることは、我がまちを理解し、愛する心が芽生え、そして大人になっても、「ふるさと」としての思いが育まれるため、学校教育における文化財の活用を推進します。

### 【主要施策】

#### (1) 文化財に触れる機会の拡充

文化財に触れる機会に係る情報発信を強化して、市民が文化財に触れる機会を拡大していきます。

また、史跡めぐり・文化財めぐり・歴史講演会等において、職員等による解説や関連する事業との連携を行うなど、事業の充実を図ります。

#### (2) 市の歴史に関する情報提供の推進

毎年実施している各種発掘調査や総合文化財調査の結果は、報告書やリーフレットとしてその成果をまとめ、図書館等の関係機関に配架するなど、文化財情報として発信します。

また、ボランティア養成講座、歴史講演会、資料館企画展示等の開催行事はパンフレットの定期的刊行、市のホームページ・SNS等を活用して広報していきます。

#### (3) 学校教育での文化財活用の推進

市立小・中学校における史跡地や文化財を活用する校外学習や郷土史学習等を引き続き支援します。

また、市内で発掘された石器、土器、古瓦などの市で所蔵する文化財を生きた教材として活用し、授業での文化財活用を推進していきます。



市内文化財めぐり

## 取組の柱2 市民による文化財の保護・普及の促進

多くの市民が文化財愛護の気持ちを持ち、文化財の保護や普及に関わるボランティア活動に参加してもらうため、活動に必要な知識・技能及び活動の機会を提供するなどの支援を行います。

### 【主要施策】

#### (1) ボランティア活動支援の充実

ふるさと文化財愛護ボランティア活動の魅力を広く情報発信するとともに、養成講座を通じてボランティアの育成に努め、ボランティアの活動者数の拡大に努めます。

また、文化財の知識やボランティアの技術向上を図るため、適宜講習を実施するとともに、ボランティア懇談会などを開催し、情報交換や自主的な学習の場を提供します。

#### (2) ボランティアによる文化財普及活動の拡充

史跡ガイドを利用する来訪者を増やすために、文化財愛護ボランティアを積極的に紹介し、文化財の普及及びボランティア活動の機会の充実を図ります。

また、調査ボランティアについては、保存している文化財の調査や整理の作業以外にも、市内文化財の把握調査への参加など、調査ボランティアの活動範囲を拡充し、市民がボランティアに参加しやすい環境を整備します。



ふるさと文化財愛護ボランティア活動（武蔵国分寺跡資料館内）

## IV-2 文化財の調査・保存・活用を進めます

### 国分寺市の 目指す姿

- 文化財から市の歴史や時代の様子を究明するため、文化財が持つ歴史的背景や価値の調査研究が進んでいます。
- 様々な分野の文化財が、調査研究をもとに適正に保存され、その活用が進んでいます。
- 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡が歴史公園として保存、整備され、市民の憩いの場、学習の場となっています。

### ●●●●● 現状と課題 ●●●●●

市内には、国指定5件、東京都指定4件、市指定30件の文化財があります（令和元年度末現在）。これら地域の宝である歴史遺産を確実に次世代へ継承していくために、調査研究、保存、整備活用を進めていくことが重要です。

昭和40年代末以降の市内の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査や、国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の事前遺構確認調査などにより、市内の遺跡の様子が明らかになりつつあります。開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査も実施して調査記録を行い、研究成果の公開・活用を進めてきました。

一方で、今後も増え続ける発掘された文化財の適切な保存と活用が図られるように、新たな保存施設の確保や出土品の再整理作業を進めるなど、文化財の保管環境の整備が必要です。

また、市内には、まだ知られていない文化財が数多く存在すると考えられます。引き続きこれらの文化財を把握するため、様々な分野の文化財調査を進めていくことが必要です。

史跡の公有化事業については、史跡指定地全体の約77%の公有化が完了し（平成30年度実績）、歴史公園としての整備事業も『史跡武蔵国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画』に基づき順次進めており、史跡伽藍中枢部は、平成30年度に保存整備工事を完了し、歴史公園として供用を開始しました。今後も、既存公有地内で可能な整備を進めていきます。



平成30年度に完成した僧寺金堂跡

## 取組の柱 1 文化財の調査・研究の推進

国分寺の地下に眠る古い歴史の痕跡についての究明を進めるため、市内の埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の発掘調査や研究を行います。

また、所有者の理解と協力を得て、知られていない文化財の把握に努め、その文化財の持つ歴史的背景や価値について調査や研究を行います。

これらの調査・研究の成果は、学術報告書として刊行し、公開します。

### 【主要施策】

#### (1) 埋蔵文化財調査の推進

市内には 48 か所の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、当該範囲内で開発工事が行われる際は、工事に先駆けて発掘調査を実施し、市の歴史解明に努めます。特に、国指定史跡武蔵国分寺跡周辺では、開発事業者との綿密な協議を重ね、遺跡が滅失することがないように保存を視野に入れた調整に努めます。

また、埋蔵文化財包蔵地以外の地域でも試掘調査を行い、新たな遺跡の発見に努めます。

#### (2) 総合文化財調査の推進

市内に存在する文化財の把握に努め、貴重な歴史遺産である文化財の保護を図ります。文化財専門調査員を配置し、歴史的建造物や民俗、史跡、屋敷林等の天然記念物等についての個別専門調査を継続し、歴史的・学術的価値が高いと認められる場合には市重要文化財に逐次指定していきます。



歴史的建造物調査

## 取組の柱2 文化財の保存・活用の推進

市に残されている多くの文化財を後世に伝えるため、現在保管している出土品等の再整理や新たな保管庫の確保などにより、文化財の保管環境の改善を図ります。

また、市民の文化財に対する理解を深めるようにするため、保管されている文化財の公開を行うなど、文化財の活用を図ります。

個人や法人所有の文化財の活用についても、所有者の理解と協力を得られるよう努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 指定重要文化財の保存・公開活用の推進

市指定重要文化財である「旧本多家住宅長屋門」では、旧本多家に関わる民具・古文書・考古資料の展示を行い、今後も来訪者が歴史に親しみ関心を持つきっかけとなるよう努めていきます。

平成29年度に指定重要文化財に指定された「恋ヶ窪村分水」は、今後保存活用計画を策定し、より積極的な活用を図っていきます。

都指定文化財である「真姿の池湧水群」は、水と緑に恵まれた国分寺を象徴する場所となっており、日頃から取材・ロケーション等が頻繁に行われていますが、引き続き来訪者が快適に自然や文化財に親しむことができる場所として、所有者の協力を得て保存や活用に努めていきます。

#### (2) 文化財の公開展示の充実

文化財や市の歴史に触れ、学ぶ中心的な役割を担っている武蔵国分寺跡資料館では、武蔵国分寺に関する常設展示や関連する企画展を継続して開催します。また、市内公共施設での文化財の展示や国分寺駅北口再開発で供用される駅前広場内での市の古写真等の展示等も検討していきます。

#### (3) 出土した埋蔵文化財の保存環境の整備

出土した遺物、寄贈された民具・古文書については、武蔵国分寺跡資料館をはじめとする市内の様々な施設に分散して保管されていますが、再整理や新たな保管施設の確保に努め、文化財の保存環境の整備を行います。



市重要有形文化財旧本多家住宅長屋門

### 取組の柱3 史跡の保存・整備・活用の推進

市名の由来となっている史跡武蔵国分寺跡などの歴史遺産を大切に保存し、後世に継承するため、歴史公園として整備するとともに、市民が史跡に触れることができる憩いの場や歴史学習の場となるよう活用を図っていきます。

#### 【主要施策】

##### (1) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路の保存・活用の推進

『保存管理計画（第2次）』（平成24年度策定）に基づき、適切に保存・管理を推進します。同時に、令和元年度に実施した史跡の活用に関するシンポジウムなどを参考に、市民の憩いの場、歴史学習の場として活用を図っていきます。

また、地下に眠る史跡の価値を見える化するために、VR等の導入や模型の設置等を検討していきます。

##### (2) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路の公有化の推進

史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路を大切に保存し、未来に継承するとともに、周辺的环境と調和のとれた史跡として整備するため、地域住民との調整を十分に図り、理解と協力を得て引き続き公有化を進めていきます。

##### (3) 史跡武蔵国分寺跡保存整備事業（僧寺地区）の推進

『新整備基本計画』（平成14年度策定）・『整備実施計画』（平成20年度策定）に基づいて、整備事業を推進していきます。特に、令和元年度から令和5年度までは、『整備実施計画』における伽藍中枢部周辺地域（南門地区・塔周辺地区・伽藍北西地区）で、遺構の平面表示を中心とした設計・施工を行い、史跡が面としての広がりを持つ空間となるよう整備を推進していきます。



史跡の活用「第36回万葉花まつりのコンサート」

# 資料編

# 1 用語解説

	用語	ページ	解説
あ行	ICT	32,34,55,57,64	Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信などのコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。
	ESD	34	Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
	AI	29	Artificial Intelligence の略。人工知能。
	SNS	27,54,64,71	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
	SDGs	34	Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットからなる。
	OJT	46,50	On the Job Trainingの頭文字をとったもので、工作中、仕事遂行を通して訓練をすること。
	オリンピック・パラリンピック教育アワード校	35	オリンピック・パラリンピック教育を一層推進するため、優れたオリンピック・パラリンピック教育を行っているとして、東京都教育委員会から顕彰された学校・園。
か行	学習系システム	55	教育活動において活用することを想定しており、当該情報に教員及び児童生徒がアクセスすることが想定されているシステム。
	学習指導要領	6,7,29,46,52	小・中学校等における教育課程を編成する際の基になるもので、学習内容や配当数等が示されている国の基準。約10年ごとに改訂が行われる。
	学校運営協議会	52,54	保護者、地域住民等に学校運営の状況を周知するとともに、保護者、地域住民等の意見を聴取し、開かれた学校づくり及び特色ある学校づくりの推進に資するため各学校に設置している組織。
	学校サポートチーム	49	児童・生徒の問題行動に対して、教員が、保護者、地域住民、関係機関等と連携・協力して解決を図るために、学校内に設置する組織。
	学校生活支援シート	43	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、長期的な視点により、一貫した的確な支援を行うことを目的として作成するもの。
	カリキュラム・マネジメント	7,29,32	児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
	規範意識	34	社会のルールの大切さを理解し、それらを守ろうとする意識。
	キャリア教育	34	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。
	給食残菜	58	給食での食べ残しのこと。
	ゲストティーチャー	36	特別に指導者として招いた講師。地域の方や保護者、専門家など、さまざまな人材の協力を得ている。
校内委員会	43,49	障害のある児童・生徒に対して、全校的な支援体制を整備するために各学校に設置する組織。	

	用語	ページ	解説
か行	校務系システム	55	児童生徒の成績や出欠など、学校・学級運営する上で活用するシステム。
	個別支援委員会	44	特別な支援を要する子ども一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、その子どもが必要としている支援を検討し、具体的な支援の在り方について、学校に指導助言を行う機関。
	個別指導計画	43	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、単元や学期、学年等ごとに作成され、具体的な目標や指導内容・指導方法等を示したもの。
	コミュニティ・スクール協議会	52,54	保護者、地域住民等がその地域の学校の運営に参画することにより地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、学校の運営に関し協議する機関として、教育委員会が指定する学校に設置する組織。(指定を受けた学校の学校運営協議会は、コミュニティ・スクール協議会と称する。)
	顧問教員	39	各部活動の責任者となる教員。
さ行	市教育研究会	48	国分寺市立学校の教職員で構成する任意研究団体であり、研究発表会等を行っている。
	自校式による給食を提供	56	学校給食の調理方式の一つで、学校ごとに調理場を設けて、調理した給食を提供する方式。
	事前遺構確認調査	73	国指定武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の史跡整備を行うにあたって、設計・施工の前提となる奈良・平安時代当時の遺跡の状況を把握する目的で行う発掘調査。調査で得られたデータをもとにして、復元・整備の素材とする。
	児童会・生徒会フォーラム	24,28,49	各小・中学校の代表が集まり、子どもたちの主体的な活動により行われる話し合い。
	児童文学講座	63	児童文学に関するテーマについて、関連する講師を招いて開催する講座。
	市民大学講座	65,67	社会教育・生涯学習のプログラムの一つ。国分寺市では、東京経済大学と教育委員会が連携し、毎年講座を開催。
	社会に開かれた教育課程	7,52,54	よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を明確にししながら、社会との連携・協働によりそのような学校教育の実現を図ること。
	授業改善推進プラン	29	東京都教育委員会が毎年7月に実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づいて編成する授業改善のための指針。毎年各市立小・中学校で更新している。
	食育	36,40	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	スクールカウンセラー	28,41,45	教職員と連携しながら、児童・生徒・保護者の抱える問題の解決を支援する臨床心理士。児童・生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する。東京都教育委員会から、各校に配置されている。
	スクールソーシャルワーカー	41,45	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるもので、職務を適切に遂行できる者。
	スタッフ制度	66	円滑な公民館事業の運営を図るために、公民館長が依頼する人材の協力を得る制度。スタッフは公民館職員と連携し、事業の企画・提案や運営を行う。
	スーパーアクティブスクール	35	体力を向上させるための指導法の工夫や、運動が苦手な生徒、好きではない生徒を対象とした体育活動等についても具体的な取組を考案し、中学生の体力向上を図る中学校を、平成28年度から平成30年度にかけて、東京都教育委員会が指定。

	用語	ページ	解説
さ行	セーフティ教室	40	子どもの非行を防止し、また、子どもを犯罪被害から守るための取組として、学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携しておこなう指導。
	総合文化財調査	71,74	埋蔵文化財以外の有形(美術工芸・建造物・古文書等)・無形・民俗等の文化財について、その所在を把握し、文化財目録として搭載することを目的に実施している調査。
	相談カード	45	児童・生徒・保護者等が、必要な時に相談できるように、教育相談室等の相談電話を明記したカードのこと。
た行	対面朗読サービス	63	視覚障害者向けに要望する資料を対象者に直接朗読するサービス。
	地域会議	67	公民館と地域で活動している団体・施設・個人が参加する会議。公民館を拠点に、子どもから大人まで、ともに育ちあい、学びあい、豊かな関係が生み出される地域づくりを目指して、情報や意見の交換を行い、地域に根差した事業を実施。
	超スマート社会(Society5.0)	29,34,59	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)とを高度に融合させたシステムにより実現する未来社会。
	デイジー	63	DAISY(デイジー)=Digital Accessible Information Systemの略。視覚障害者向けのデジタル音源資料のことで、視覚障害者や本を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際情報規格。CDに録音され、カセットテープに比べ音質も良く劣化もない。
	適応指導教室(トライルーム)	42,45	国分寺市教育委員会が、長期に欠席している不登校の児童・生徒を対象に、ひかりプラザ内に設置している教室のこと。学習の援助やさまざまな体験を通して、在籍校への復帰を目指している。
	通級指導学級	41,43	通常の学級に在籍する児童・生徒が、本来もっている力を十分発揮して、自信をもって学校生活を送れるよう、一人ひとりの障害に応じて、個別指導や小集団による指導を受ける場。週に1~2回の指導を行っている。小学校では平成30年度から特別支援教室に移行。
	デジタル博物館	64	国分寺市立図書館のホームページにある、国分寺市の文化財の紹介コーナー。国分寺市の文化財に関する資料を、誰もが国分寺市立図書館ホームページを通して迅速に入手できる。
	道徳授業地区公開講座	24,48	学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校における道徳教育の充実を図ることを目的として、市内すべての小・中学校で実施する公開講座。
	特殊教育	41	障害の種類や程度に対応して教育の場を整備し、そこできめ細やかな教育を効果的に行う。教育の場として、盲・ろう・養護(知的障害、肢体不自由、病弱)学校、特殊(知的、肢体、病弱、弱視、難聴、情緒)学級、通級指導(言語、難聴、情緒)教室が設置された。東京都は心身障害教育と呼んだ。
	特別支援学級介助員	43	特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、学校生活への適応等を支援し、学級運営の充実を図るために配置された者。
	特別支援教育	3,41,43,44	特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかった学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症も含めて障害のある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて支援を行う教育。
	特別支援教育クラスアシスタント	43	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の学校生活への適応等を支援し、学級運営の充実を図るために配置された者。
	特別支援教室	41,43	通常の学級の中で、児童・生徒が教科指導の補充を図るために所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室。
	は行	発達障害	8

	用語	ページ	解説
は行	発達障害者支援法	41	(平成16年12月10日法律第167号)自閉症,アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害,学習障害,注意欠陥・多動性障害などの発達障害のある者に対する支援等について定めた法律。平成17年4月1日施行。
	PDCA	27,48,50	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって,業務を継続的に改善すること。
	非構造部材	55	柱,梁,壁,床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材,照明器具等のこと。近年の大規模地震では,非構造部材の被害が発生している。
	部活動指導員	39	学校教育法施行規則第78条の2に基づき「中学校におけるスポーツ,文化,科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程,高等学校,中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき,校長の監督を受け,部活動の実技指導,大会・練習試合等の引率等を行う。校長は,部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
	副籍	43	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が,居住する地域の小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち,直接的な交流や間接的な交流を通じて,居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。
	プログラミング的思考	34	自分が意図する一連の活動を実現するために,どのような動きの組合せが必要であり,一つ一つの動きに対応した記号を,どのように組み合わせたらいいのか,記号の組合せをどのように改善していけば,より意図した活動に近づくのか,といったことを論理的に考えていく力。
	弁当併用外注方式	56	学校給食の調理方式の一つで,弁当の持参または外注委託により調理される弁当のいずれかを選択する方式。
	放課後子どもプラン	67	教育委員会と地域,学校の連携のもとで行う,放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのための放課後対策事業。市立小学校の学校施設を利用した遊びの場,学びの場,体験の場などがあり,運営は保護者や地域住民によって行われている。
ま行	埋蔵文化財包蔵地	73,74	埋蔵文化財(土地に埋蔵されている文化財)が存在する範囲。国分寺市内には48カ所で周知されている。
	無線LAN	64	電波でデータの送受信を行う構内通信網(LAN:Local Area Networkの略)のこと。
や行	薬物乱用防止教室	40	薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れる深刻な情勢の中,政府が講じた薬物乱用の有害性・危険性の啓発や,地域や児童・生徒等の発達段階を踏まえた薬物の有害性・危険性に関する指導を行う対策。
	ユニバーサルデザイン	57	調整又は特別な設計を必要とすることなく,最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品,環境,計画及びサービスの設計のこと。
	読み聞かせ講習会	63	地域や学校で読み聞かせをしようとしている方を対象にした講習会。
ら行	レガシー	34	後世に引き継がれる精神的・物理的遺産。

## 2 (仮称)第2次国分寺市教育ビジョン検討委員会設置規程

平成 30 年 11 月 27 日

教委訓令第 8 号

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条（教育振興基本計画）第 2 項の規定に基づき、国分寺市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である（仮称）第 2 次国分寺市教育ビジョン（以下「第 2 次教育ビジョン」という。）を検討するため、（仮称）第 2 次国分寺市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を国分寺市教育委員会に報告する。

- (1) 第 2 次教育ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他教育の振興のための施策に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員 14 人以内をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育部教育総務課長
- (4) 教育部学務課長
- (5) 教育部学校指導課長
- (6) 教育部学校指導課統括指導主事
- (7) 教育部社会教育課長
- (8) 教育部ふるさと文化財課長
- (9) 教育部公民館課長
- (10) 教育部図書館課長
- (11) 国分寺市立学校の校長 4 人以内

(運営)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長、副委員長は教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見

を聴き，又は委員以外の者に対し，資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この訓令は，公表の日から施行する。

### 3 (仮称)第2次国分寺市教育ビジョン検討委員会名簿

職 名	氏 名
教育長	◎ 古 屋 真 宏
教育部長	○ 堀 田 順 也
教育部教育総務課長	日 高 久 善
教育部学務課長	中 島 弘 美
教育部学校指導課長	松 浦 素 明 (※H31.4.1～ 富永大優)
教育部学校指導課統括指導主事	大 島 伸 二
教育部社会教育課長	千 葉 昌 恵
教育部ふるさと文化財課長	櫻 井 明 徳
教育部公民館課長	山 崎 明 子 (※H31.4.1～ 前田典人)
教育部図書館課長	藤 川 浩 二 (※R1.8.1～ 戸部伸広)
市立第二小学校校長	茂 呂 雅 仁
市立第三小学校校長	小 林 卓
市立第二中学校校長	重 松 靖
市立第五中学校校長	花 田 茂

◎委員長 ○副委員長

#### 4 (仮称)第2次国分寺市教育ビジョン(案)に関するヒアリング実施概要

実施日	ヒアリング対象者(団体)
令和元年9月12日(木)	公民館運営審議会
令和元年9月26日(木)	教育委員
令和元年10月10日(木)	国分寺障害者団体連絡協議会 ※文書にて意見提出
令和元年10月11日(金)	PTA 等保護者代表
令和元年10月17日(木)	図書館運営協議会
令和元年10月18日(金)	学識経験者 ・東京家政大学教授 半澤 嘉博 ・津田塾大学教授 田近 裕子
令和元年11月1日(金)	校長会
令和元年11月5日(月)	社会教育委員

#### 5 (仮称)第2次国分寺市教育ビジョン(案)市民説明会実施概要

回	開催日時	開催場所
第1回	令和元年12月17日(火) 午後7時00分～午後8時30分	市役所書庫棟会議室
第2回	令和元年12月19日(木) 午後7時00分～午後8時30分	ひかりプラザ5階 教育資料室
第3回	令和元年12月21日(土) 午前10時00分～午前11時30分	ひかりプラザ5階 教育資料室

## 6 (仮称)第2次国分寺市教育ビジョン検討委員会開催経過

回	開催日時	検討内容等
第1回	平成 31 年1月 10 日(木) 午前9時 30 分 ～午前 11 時 15 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの策定に向けた基本的な考え方について</li> <li>・今後の進め方について</li> <li>・教育ビジョンの施策体系再編に係る点検票について</li> </ul>
第2回	平成 31 年2月 18 日(月) 午後1時 00 分 ～午後2時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次国分寺市教育ビジョンの体系について</li> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの策定に向けた基本的な考え方について</li> <li>・教育ビジョンの施策体系再編に係る点検票を踏まえた体系案について</li> <li>・第1次教育ビジョンの成果について</li> </ul>
第3回	平成 31 年3月 28 日(月) 午前 10 時 00 分 ～午前 11 時 45 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの策定に向けた基本的な考え方について</li> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの体系について</li> </ul>
第4回	平成 31 年4月 22 日(月) 午前 10 時 00 分 ～午前 12 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの体系について</li> </ul>
第5回	令和元年5月 13 日(月) 午前 10 時 00 分 ～午前 12 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの体系について</li> </ul>
第6回	令和元年5月 28 日(火) 午後2時 00 分 ～午後3時 45 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの体系について</li> </ul>
第7回	令和元年6月 28 日(金) 午前 10 時 00 分 ～午前 12 時 00 分	<p>ワーキンググループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの体系について</li> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョン骨子案について</li> </ul>
第8回	令和元年7月 24 日(水) 午後3時 00 分 ～午後5時 10 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの体系について</li> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョン骨格案について</li> </ul>
第9回	令和元年8月 29 日(木) 午前9時 00 分 ～午前 12 時 00 分	<p>ワーキンググループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの各施策の方向性に係る【現状と課題】について</li> </ul>
第 10 回	令和元年9月 26 日(木) 午後3時 00 分 ～午後5時 00 分	<p>ワーキンググループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの各施策の方向性に係る【現状と課題】について</li> </ul>

第 11 回	令和元年 10 月 31 日(木) 午前 10 時 00 分 ～午前 12 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの各施策の方向性に係る【現状と課題】について</li> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョンの主要施策について</li> <li>・(仮称)第2次国分寺市教育ビジョン原案について</li> </ul>
--------	--	---

## 第2次国分寺市教育ビジョン

令和2年2月6日教育委員会決定

発行:国分寺市教育委員会  
編集:教育総務課企画係  
〒185-0034 国分寺市光町一丁目 46 番地8  
国分寺市ひかりプラザ4階  
電話 042-574-4040(直通) FAX 042-574-4055  
e-mail [kyouikusoumu@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:kyouikusoumu@city.kokubunji.tokyo.jp)



